

情報公開制度の事務手引

令和 6 年 4 月

(令和 7 年 4 月一部改正)



巻頭言

「情報」という言葉を普段私たちは何気なく使っていますが、改めてこの言葉について考えてみました。情報を英語にすると information ですが、その語源の一つはラテン語の infomare にあり、この infomare には「何かに形を与える、何かの考えを形作る」という意味があるそうです。

私は、区政の目的は、対話や議論を通じて、区民の皆様の区政参画を得ながら、誰もが幸せに安心して暮らせるまちをつくることにあると考えています。しかし、区民の皆様と情報が共有されていなければ、対話や議論は実りあるものになりませんし、区政参画も進んでいきません。そうであるならば、まさに、この理想に「形を与えて実現する」ために必要なものが「情報」と言えるでしょう。

本書は、区の情報公開制度の実務上の手引であるとともに、区民の方などにも制度の理解を深めていただくことを想定して作成されました。私は、区政の情報がよりオープンになることで、より多くの区民が幸せになるものと考えています。その実現のために、本書が大いに活用されることを願っています。

令和6年（2024年）4月

杉並区長 岸本 聡子

改正履歴等

改正日	改正内容等	備考
昭和 62 年 4 月	「情報公開・個人情報保護の事務手引」を作成し、公表する。	
平成 8 年 3 月	「情報公開・個人情報保護の事務手引」を改訂し、「情報公開・個人情報保護制度事務手引（改訂版）」を公表する。	
令和 6 年 4 月	「情報公開・個人情報保護制度事務手引（改訂版）」のうち、情報公開制度に係る事務の内容を改訂し、「情報公開制度の事務手引」を公表する。	情報公開制度の事務手引 初版
令和 7 年 4 月	区公式ホームページリニューアル等に伴う所要の修正を行う。	情報公開制度の事務手引 第 2 版

目次

凡例.....	1
はじめに	2
情報の原則公開の徹底等について（通知）	3

1 情報公開制度の概要

杉並区における情報公開制度の体系	7
「情報の提供」と「情報公開請求制度」の違い	8

2 杉並区情報の公表及び提供に関する方針

方針の策定に当たって.....	11
情報の公表.....	12
情報の提供.....	13
杉並区情報の公表及び提供に関する方針	17

3 杉並区情報公開条例

情報公開請求制度の概略	21
情報公開請求に係る審査請求制度の概略	23

3－1 制度の流れ

情報公開請求制度（手続の流れ）	29
情報公開請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）	30
情報公開請求に係る審査請求制度（手続の流れ）	31

第1章 総則

第1条 目的	39
第2条 定義	40
第3条 実施機関の責務	43
第4条 利用者の責務	45

第2章 情報の公開

第5条 請求権者	49
第6条第1項 情報の原則公開	52
第6条第1項第1号 法令秘情報	54
第6条第1項第2号 個人に関する情報	57
第6条第1項第3号 事業活動情報	64
第6条第1項第4号 行政執行情報	70
第6条第1項第5号 意思形成過程情報	74
第6条第2項 時限秘情報	77
第7条 情報の部分公開	78
第8条 存否に関する情報	81
第9条 請求の方法	84
第10条 公開請求に対する決定等	87
第11条 公開決定等の期限の特例	92
第12条 第三者保護に関する手続	95
第13条 公開の方法	99

第3章 救済の手続

第13条の2 審理員による審理手続に関する規定の適用除外.....	103
第14条 審査会への諮問.....	104
第15条 諮問をした旨の通知.....	108
第16条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続.....	110

第4章 情報公開の総合的な推進

第17条 情報の公表及び提供.....	115
第18条 出資法人等及び公の施設の指定管理者の情報公開.....	116

第5章 雑則

第19条 手数料等	119
第20条 他法令との調整等	121
第21条 情報の管理.....	122
第22条 検索資料の作成等	123
第23条 運用状況の公表.....	124
第24条 委任.....	125

附則

附則	129
----------	-----

3-3 様式集

第1号様式（第3条関係） 情報公開請求書.....	133
第2号様式（第4条関係） 可否決定通知書.....	135

第3号様式（第4条関係）	決定期間延長通知書.....	137
第4号様式（第4条関係）	決定期間特例延長通知書	139
第5号様式（第5条関係）	意見照会書	141
第5号様式（第5条関係）	別紙 公開決定に係る意見書	143
第6号様式（第5条関係）	公開決定に係る通知書	145

3 - 4 関係書式集

意見書	149
情報公開請求に伴う決定期間延長連絡票	151
情報公開請求に伴う決定期間延長連絡票（公開決定等の期限の特例）	153
取下書	155
情報公開請求書の補正について	157
補正書	159
情報公開請求の却下について	161

4 関係例規等

杉並区情報公開条例	165
杉並区情報公開条例施行規則	172
杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例.....	176
杉並区区政資料複写取扱要綱	180

凡例

◆ この事務手引において引用する主な例規等は、次のとおり省略する。

略称	正式名称	番号
条例	杉並区情報公開条例	昭和 61 年杉並区条例第 38 号
規則	杉並区情報公開条例施行規則	昭和 62 年杉並区規則第 26 号
方針	杉並区情報の公表及び提供に関する方針	令和 6 年 3 月 29 日杉並第 68863 号

◆ この事務手引において使用する用語は、次のとおりとする。

用語	解説
情報公開請求制度	条例に基づき情報の公開を請求できる制度。
情報公開請求権	条例に基づき情報の公開を請求できる権利。
請求者	条例に基づき情報の公開を請求した者。
標準処理期間	情報公開請求に対する可否決定を行うまでに要する標準的な期間。 (請求があった日の翌日から起算して 14 日目までの期間。詳細は 90 頁参照。)
請求対象情報	情報公開請求の対象となる情報。
非公開情報	条例第 6 条第 1 項各号の規定により、公開しないことができる情報。
法令秘情報	条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、公開しないことができる情報。
個人に関する情報	条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、公開しないことができる情報。
事業活動情報	条例第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、公開しないことができる情報。
行政執行情報	条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、公開しないことができる情報。
意思形成過程情報	条例第 6 条第 1 項第 5 号の規定により、公開しないことができる情報。
被覆	実施機関が管理している情報の全部又は一部を非公開とする処理。
審理員	審査請求において審理手続を行う者。
審査会	杉並区情報公開・個人情報保護審査会の略称。
標準審理期間	情報公開請求に係る審査請求に対する裁決を行うまでに要する標準的な期間。 (一部期間を除き、4 か月とする。詳細は 106、107 頁参照。)

はじめに

杉並区情報公開条例は、平成 11 年（1999 年）5 月の行政機関の保有する情報の公開に関する法律の制定に先駆けて、昭和 62 年（1987 年）6 月に施行されました。以後、今日に至るまで、区の情報公開制度は同条例に基づいて運用されてきました。情報公開制度は、様々な情報を基に、多様な区民が区政に参画することを実現するためには不可欠な制度です。

杉並区自治基本条例では、「区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指す」ことがうたわれています。住民自治の実現を図るためには、区民等との対話や議論のために必要となる様々な区政に関する情報が共有されていなければなりません。

このことを職員が一丸となって進めていくため、令和 4 年（2022 年）9 月に「区政の情報は区民のもの」であり、「情報の原則公開を徹底」する旨の通知を、全職員を対象として発出しました（3 頁参照）。また、令和 6 年（2024 年）3 月には、区民等からの情報公開請求によらずとも、区による情報の公表や積極的な情報の提供を促進するため、「杉並区情報の公表及び情報の提供に関する方針」を策定しました（17 頁参照）。

本手引は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を目的として、昭和 62 年（1987 年）の作成以来、平成 8 年（1996 年）の改訂を経て、今日まで実務上の手引として主に職員に活用されてきました。しかし、この間の情報公開関係法制の変化への対応が求められていることや、先に述べたように、区民の区政参画を一層推進するため、区は情報をよりオープンにしていく必要があること等から、この度、本手引を新たに改訂することとしました。

情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、職員一人ひとりが理解と認識を深めることが何よりも重要であり、さらに、これを実践していかなければなりません。皆様が事務を行う上で、本手引が大いに活用され、情報公開制度の一層の進展に寄与できれば幸いです。

令和 6 年（2024 年）4 月

政策経営部情報管理課

各 課 長 宛

政策経営部情報管理課長

情報の原則公開の徹底等について（通知）

杉並区情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条において「実施機関の管理する情報は、原則公開とする。」と定めているとおり、情報公開制度は、区民に区が保有する情報の公開を求める権利を制度的に保障し、区に対して、原則として情報の公開を義務付ける制度である。

杉並区の情報公開請求は近年増加傾向にあるが、「区政の情報は区民のものである」との認識の下、より積極的に情報公開、情報提供を進めていく必要があるため、改めて下記のとおり対応することを徹底されたい。

記

1 情報の原則公開の徹底について

（１）情報の原則公開

区が管理する情報は原則「公開」である。このため、条例第 6 条第 1 項各号に定める「公開しないことができる」理由の適用については、適正かつ厳格に判断すること。

（２）非公開情報の適正かつ厳格な判断

特に、条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「事業活動情報」は『当該法人等に著しい不利益を与えると認められるもの』、条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「行政執行情報」は『事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの』、条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する「意思形成過程情報」は『公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの』に限られる。※

最近の杉並区が被告となった裁判では、この「事業活動情報」及び「行政執行情報」を理由に区が非公開とした部分を取り消す判決が言い渡された例（令和 4 年 4 月 8 日東京地裁）もあるため、より慎重に判断すること。

（３）第三者への意見照会

また、所管課において法人等に対し情報公開の可否について意見照会を行い、当該法人等から非公開とすべき旨の意見があった場合でも、前例を踏襲せず、法人等には条例の趣旨を十分に説明した上で、原則公開することを基本に判断すること。

※「著しい」「著しく」とは

単に公開することにより、一般的抽象的な不利益や困難が発生する可能性が推測されるだけでは足りず、不利益や困難が発生することについて客観的に具体的に合理的理由が説明されることが必要である。

京都地裁平成 3 年 3 月 27 日判決では「著しい支障」について、「客観的にかつその著しい危険の高度の蓋然性（実現する見込み）が存在しなければならない」と判断している。

2 積極的な「情報提供」の実施について

区民が区の保有する行政情報を迅速かつ容易に得られるよう、条例が定める公開請求の手続によらずに、各所管課の裁量により情報提供することが可能である場合は、区民の利便性向上、職員の負担軽減の観点から、積極的な情報提供を実施すること。

なお、情報提供の、情報公開との主な相違点は以下のとおり。

- ・ 情報提供は区民の求めに応じ、資料の加工や新規作成が可能。(⇔情報公開は請求日時点で実施機関が管理している情報に限る)
- ・ 情報提供には処理期間の定めがない。(⇔情報公開は処理期間の定めあり)
- ・ 情報提供は、行政処分ではなく、実施機関が任意で行う事実行為であるため不服申立ての対象にはならない。(⇔情報公開は不服申立ての対象となる)

＜参考＞ 杉並区情報公開条例第6条(抜粋) 及び第17条

(情報の原則公開)

第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(中略)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であつて、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが特に公益上必要と認められるもの

(4) 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

(情報の公表及び提供)

第17条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

政策経営部情報管理課情報公開係

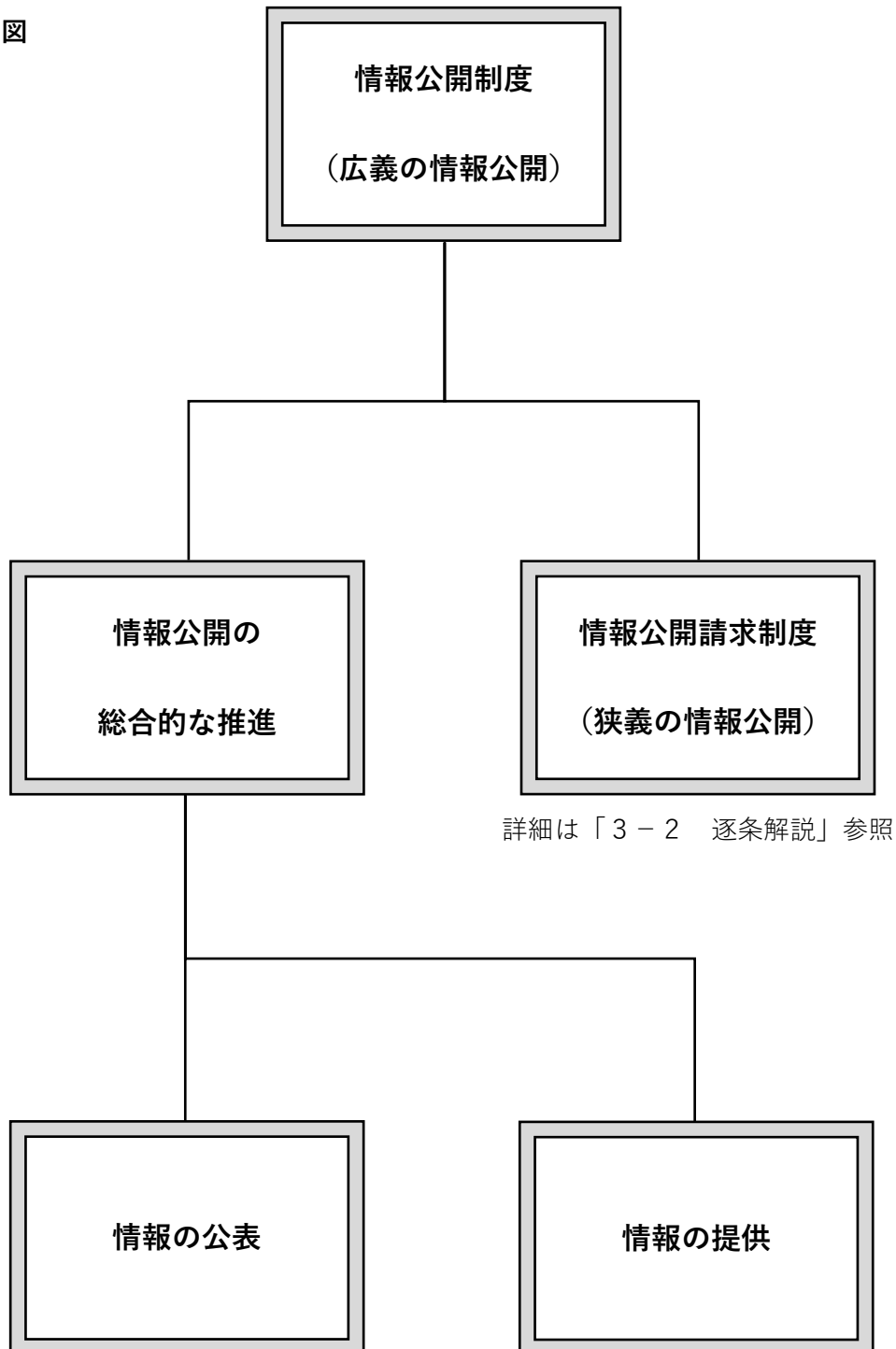
1 情報公開制度の概要

杉並区における情報公開制度の体系

「情報公開制度（広義の情報公開）」には、「情報公開の総合的な推進」と条例第5条の規定による請求に対する行政処分である「情報公開請求制度（狭義の情報公開）」が含まれる。

「情報公開の総合的な推進」とは、「情報の公表」と「情報の提供」の総称である。

◆ イメージ図



「情報の提供」と「情報公開請求制度」の違い

	情報の提供	情報公開請求制度
手続の方法	条例等に基づく制度ではないため、情報を入手したい者は、情報を所管する課へ、書面又は口頭で情報の提供の申出を行う。 なお、情報の提供の申出に応じられるか否かは、情報を所管する課の判断による。	条例に基づき、情報を入手したい者は、実施機関へ情報公開請求を行う（請求の方法は 84～86 頁参照）。
提供、公開するまでに必要な期間	情報の内容や量、情報を所管する課の繁忙の程度等により異なる。	原則、請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に決定する。ただし、やむを得ない理由があるときには、請求があった日の翌日から起算して 60 日まで延長することができる（詳細は 89 頁参照）。
対象となる情報	対象となる情報に関する規定はないため、情報の提供の申出を行った時点で実施機関が管理している情報だけでなく、申出時に管理していない情報も含まれる。	請求があった日時点で実施機関が管理している情報に限る（詳細は 41、42、84 頁参照）。
非公開情報の取扱い	非公開情報は、被覆又は削除した上で提供する。ただし、関係者であること等を理由として、非公開情報であっても、情報を所管する課の判断により提供することもできる。	請求者が誰であるかを問わず、非公開情報は、被覆した上で公開する。
費用	杉並区区政資料複写取扱要綱の規定による（180 頁参照）。 また、郵送対応時の郵送料等は、申出者の負担とする。	規則別表第 2（第 8 条関係）の規定による（174 頁参照）。 また、郵送対応時の郵送料等は、請求者の負担とする。
提供、公開の方法	提供の方法に関する規定はないため、情報を所管する課の判断による。	条例第 13 条第 2 項の規定による（詳細は 99、100 頁参照）。
不服申立て	行政処分ではないため不可能。	行政処分のため可能（不服申立ての方法は 23～25 頁参照）。

2 杉並区情報の公表及び提供に関する方針

方針の策定に当たって

杉並区自治基本条例（平成 14 年杉並区条例第 47 号）第 3 条では、基本理念として次のとおり規定している。

第 3 条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

また、条例第 17 条では、情報の公表及び提供について、次のとおり規定している。

第 17 条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

住民自治の実現のためには、区政に関する様々な情報を共有することで、区政運営の透明性の向上を図ることが求められる。

元来、「区政の情報は区民のもの」であり、原則として、公開すべきものである。そして、区民等からの情報公開請求によらずとも、区による情報の公表や積極的な提供を推進し、区民等との対話や議論を深めていくことが何よりも重要である。

区では、改めてこの意義を明確にするとともに、情報の公表及び提供についての基本的な考え方を明らかにするため、この度、方針を策定した。

各課は、方針に基づき情報の公表を実施し、自らの裁量によって積極的な情報の提供に努めなければならない。

情報の公表

情報の公表とは、各課が保有する区政に関する情報のうち、方針第3条にて規定している情報を、非公開情報を除き、**区民の利用に供すること**をいう。

情報の公表の利点の一つは、区民が、知りたい情報を瞬時に入手できることである。各課は、区政に関する情報は原則公開であることを念頭に置き、方針に基づき、情報の公表を行うものとする。

《公表の対象となる情報》

- ◆ **総合計画その他各行政分野における基本的な計画又は方針**
- ◆ **杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成21年杉並区条例第41号）第3条の規定により区民意見提出手続の対象となる政策等の案**
- ◆ **地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき設置した執行機関の附属機関の報告書及び会議録並びに当該附属機関への提出資料（非公開で開催されたものを除く。）**
(例) 杉並区情報公開・個人情報保護審議会に係る資料及び会議録
- ◆ **実施機関が定める区の主要事業やこれに類するものの取組状況**
(例) 区政経営計画書、区政経営報告書
- ◆ **条例第5条に規定する情報公開請求の対象となった情報のうち、公表することが通例となっているものであり、かつ、公表することが区民の利便性の向上又は効率的な区政運営に資すると認められるもの**
(例) 区長の日程表

情報の提供

情報の提供とは、方針第3条にて規定している情報以外についても、**各課が自らの裁量によって、自発的に又は申出に応じて情報を提供すること**をいう（情報公開請求制度との違いは8頁参照）。

情報公開請求制度では、請求日時点で情報が存在しない場合、不存在を理由に非公開となるが、申出に応じて行う情報の提供では、申出時点で情報が不存在であったとしても、新たに情報を作成し情報を提供することができる。

また、情報公開請求制度では、請求日時点で情報が存在する場合、その情報を加工修正することは許されないが、申出に応じて行う情報の提供では、その情報を必要に応じて加工修正することができる。

また、情報公開請求制度では非公開となる情報が含まれている場合であっても、申出に応じて行う情報の提供では、情報を所管する課の裁量により、関係者であること等を理由として、情報を提供することができる。

なお、申出に応じて行う情報の提供は、情報を所管する課の判断により行う事実行為であり、条例等に基づく行政処分ではないため、情報の提供の申出に対し、必ず応じなければならないものではないが、非公開情報が含まれていないものや非公開情報が含まれていても複雑な判断を要しないもの等、情報公開請求制度を利用せずとも対応可能な場合は、積極的に情報の提供に努めるものとする。また、区民等からの申出に応じ、情報の提供を行う場合、情報の内容や期間について、区民等と相談しながら対応することとする。

《各課で対応すべきこと》

各課においては、情報の公表にて規定している情報以外に、自発的に提供できる情報がないか検討するよう努めなければならない。

また、情報の提供の申出があった場合に備え、どのような情報を管理しているかあらかじめ把握しておくとともに、情報に誤りはないか、わかりやすい情報となっているか等を確認し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

2 杉並区情報の公表及び提供に関する方針

《情報の提供を検討すべき状況》

次のいずれかに該当するときは、積極的な情報の提供に努めなければならない。

なお、以下のいずれにも該当しないとしても、情報の提供を妨げるものではない。

- ◆ 非公開情報が含まれていない場合
- ◆ 提供できるか否かの判断が容易であり、非公開情報を除き、提供することが可能な場合
- ◆ 申出者本人又は関係者に関する情報であることが明白であって、かつ、情報を所管する課が提供できると判断した場合※

※ ただし、本人確認書類等により申出者本人であることの確認や申出者との関係性の確認を行う必要がある。

- ◆ 申出があった時点では作成又は取得していないが、申出に伴い、作成及び提供が容易である場合

《情報の提供の方法》

情報の提供は、次のいずれかの方法により実施する。

- ◆ 紙媒体による交付
- ◆ 電磁的記録媒体による交付

(例) 区が用意した光ディスクによる交付等※

※ ウイルスに感染する等のリスクを発生させないため、原則として、申出者自身が所有する電磁的記録媒体を、実施機関が管理するＰＣに接続してはならない。ただし、特段の理由がある場合は、杉並区情報セキュリティ対策基準（平成29年3月24日杉並第63727号）第79条等に基づき、ＰＣをネットワークから切断した上でウイルスチェックを行い、電磁的記録媒体にウイルスに感染していないことをあらかじめ確認する等、所定の手続を行った上で対応することとする。

- ◆ その他実施機関が効果的と認める方法

(例) 電子メールによる情報の送信、区公式ホームページへの掲載等

《情報の提供を実施した例》

- ◆ 飲食店営業許可台帳、旅館営業許可台帳、医療機関名簿等

生活衛生課では、飲食店営業許可台帳等について、窓口、郵送、ＦＡＸにて申出を受け付け、情報の提供を行っている。提供の方法は、写しの交付、光ディスクによるＰＤＦデータの受渡し等、

区民等の申出に可能な限り寄り添って、対応している。

なお、写しの交付や光ディスクによるPDFデータの交付の場合は、複写費用と郵送料を徴収している。

◆ 公告文

経理課では、窓口にて、一般競争入札の受付の募集期間が終了した公告文について、閲覧及び写しの交付により情報の提供を行っている。

なお、写しの交付の場合、複写費用を徴収している。

《自課が情報を所管する課でなかった場合の対応》

情報の提供の申出に係る情報が、自課の所管する情報ではないときは、他課、国又は他の地方公共団体の保有する情報ではないかを確認し、必要に応じて、窓口や連絡先等の案内を行うよう努めなければならない。

《近年の情報公開請求制度の利用状況》

情報公開請求制度では、以下の情報がしばしば請求される。これらの情報は、区民等からの関心が高い情報であるため、《情報の提供を検討すべき状況》（14 頁）を参考として、積極的な情報の提供に努めなければならない。

◆ 工事設計書

◆ 会議録及び会議資料

◆ 契約に関する情報

（例）契約書、請書、仕様書

◆ まちづくりに関する情報

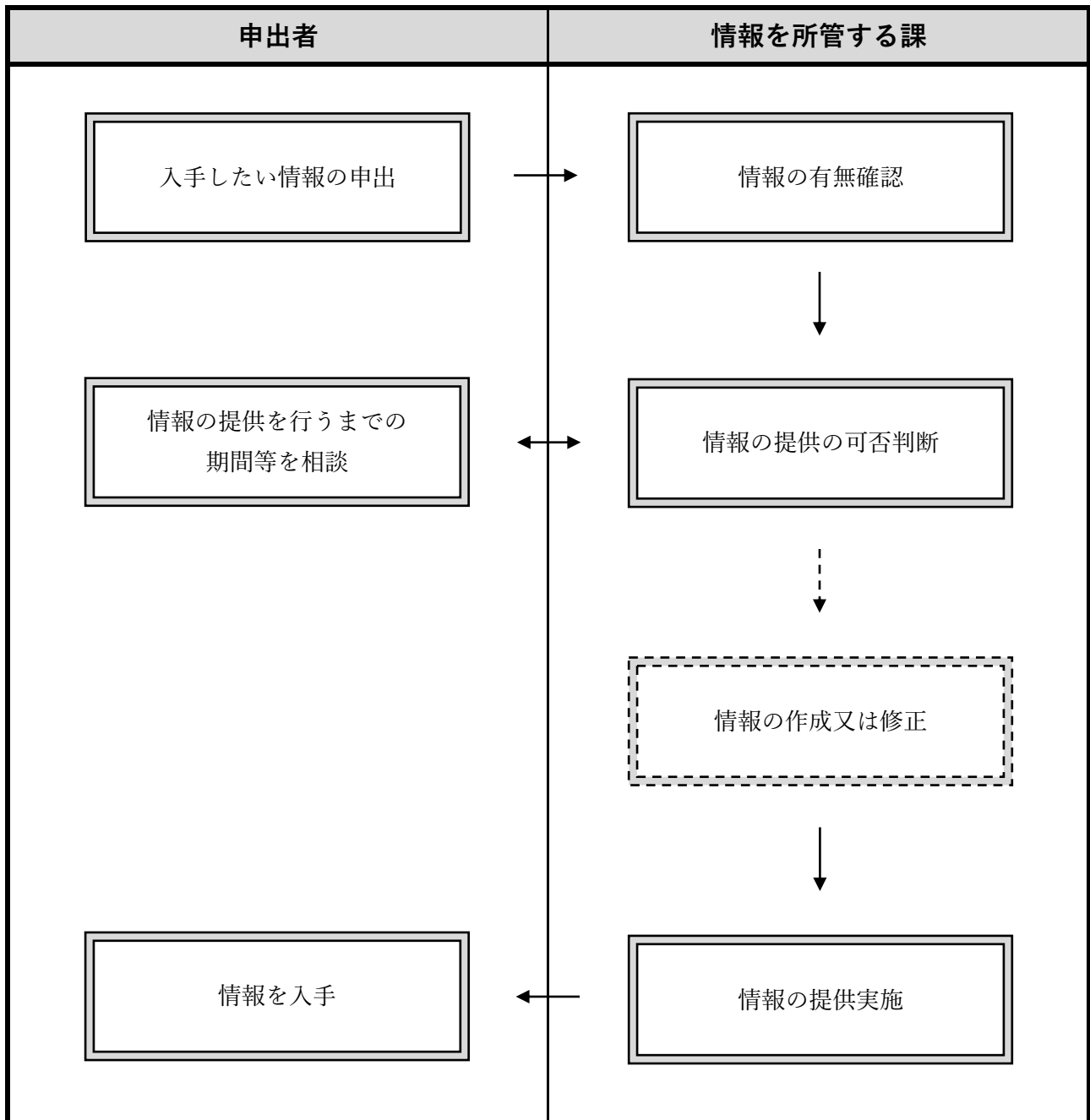
（例）地区計画等の資料及び図面

◆ 指定管理者等の選定に係るプロポーザルに関する情報

（例）企画提案書、収支報告書

2 杉並区情報の公表及び提供に関する方針

≪情報の提供の流れ（例）≫



※ 当該図はあくまで例であり、実際には申出者と情報を所管する課で相談の上、対応することとする。

※ 点線で示した箇所は、実施しない場合がある。

杉並区情報の公表及び提供に関する方針

令和6年3月29日

杉並第68863号

(目的)

第1条 この方針は、区民及び事業者並びに杉並区（以下「区」という。）が区政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下、区政に参画することができる住民自治を実現するため、情報の公表及び提供に関する事項を定めることにより、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）第17条の規定による情報の公表及び提供の拡充を推進し、区政運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 情報 条例第2条第2号に規定する情報をいう。
- (3) 情報の公表 次条の規定により公表することとされた情報を区民の利用に供することをいう。
- (4) 情報の提供 情報を自発的に区民の利用に供し、又は区民からの申出により区民の利用に供することをいう。

(情報の公表)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報を公表するものとする。ただし、当該情報が条例第6条第1項ただし書の規定により、公開をしないことができる情報に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 総合計画その他各行政分野における基本的な計画又は方針
- (2) 杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成21年杉並区条例第41号）第3条の規定により区民等の意見提出手続の対象となる政策等の案
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した執行機関の附属機関の報告書及び会議録並びに当該附属機関への提出資料（非公開で開催されたものを除く。）
- (4) 実施機関が定める区の主要事業その他これに類するものの取組状況
- (5) 条例第5条の規定による情報公開請求（以下「情報公開請求」という。）の対象となった情報のうち、公開することが通例となっているものであり、かつ、公表することが区民の利便性の向上又は効率的な区政運営に資すると認められるもの

(情報の公表の方法)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかの方法により情報の公表を行うものとする。

- (1) 区公式ホームページへの掲載
- (2) 区広報への掲載
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の区公式アカウントへの掲載
- (4) 実施機関が管理する施設への備付け
- (5) その他実施機関が効果的と認める方法

(情報の提供)

第5条 実施機関は、第3条の規定により公表する情報以外の情報についても、自発的かつ積極的な情

2 杉並区情報の公表及び提供に関する方針

報の提供に努めなければならない。

- 2 何人も、実施機関に対し、書面又は口頭により情報の提供を申し出ることができる。
- 3 実施機関は、前項の申出を受けたときは、迅速かつ積極的に情報の提供を行い、情報の共有を図ることにより説明責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、情報公開請求があったときは、請求者の意向を確認の上、情報の提供により対応するよう努めなければならない。

(情報の提供の方法)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかの方法により情報の提供を行うものとする。

- (1) 書面による交付
- (2) 電磁的記録媒体による交付
- (3) その他実施機関が効果的と認める方法

- 2 実施機関は、情報の提供の申出を受けたときは、情報の提供に当たり、申出者の希望を可能な限り尊重するものとする。

(費用の負担)

第7条 情報の提供に必要な複写費用は、杉並区区政資料複写取扱要綱（昭和62年3月31日杉企情発第70号）に定めるところにより申出者が負担するものとする。

(情報の公表及び提供の拡充)

第8条 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性を確保し、内容の拡充を図るとともに、区民等に対し必要な情報が分かりやすく伝わるよう努めなければならない。

(職員の意識啓発)

第9条 実施機関は、職員が積極的な情報の公表及び情報の提供を行うため、必要な研修の実施、意識啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(出資法人等又は公の施設の指定管理者に関する情報の公表及び提供)

第10条 杉並区情報公開条例施行規則（昭和62年杉並区規則第26号）別表第1に規定する出資法人等（以下「出資法人等」という。）は、この方針の趣旨にのっとり、自らが保有する情報を公表し、当該情報の提供を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項の規定は、区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。次項において「指定管理者」という。）について準用する。
- 3 実施機関は、出資法人等又は指定管理者に対し、前2項の規定による必要な措置を講ずるための指導を行うものとする。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

3 杉並区情報公開条例

情報公開請求制度の概略

情報公開請求制度とは、区民に情報公開請求権を保障し、情報を原則公開することにより、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図るための制度である。

《請求できる者》 49 頁参照

法人、日本国籍を有しない者等を含め、**誰でも**情報の公開を請求することができる。

《請求先（実施機関）》 40 頁参照

- ◆ 区長
- ◆ 教育委員会
- ◆ 選挙管理委員会
- ◆ 監査委員
- ◆ 農業委員会

《請求できる情報》 41、42、84 頁参照

職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録により**実施機関が管理しているもの**が対象となる。

請求したい情報は、可能な限り詳細かつ具体的な情報の件名を明記することが望ましいが、少なくとも、情報の内容を特定することができる程度の記載がされていることが必要である。

《請求の手続》 85、86 頁参照

次のいずれかの方法により、請求することができる。

- ◆ 窓口
- ◆ 郵送
- ◆ F A X
- ◆ 電子申請（LoGo フォーム）

3 杉並区情報公開条例

《公開しないことができる情報》 54～76 頁参照

- 1 法令により公開できないと定められているもの
- 2 個人に関する情報が含まれるもの
- 3 法人等の事業活動に著しい不利益を与えるもの
- 4 選考や入札、交渉等の事務の公正、適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの
- 5 審議や検討等の公正、適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

《存否を明らかにできない情報》 81～83 頁参照

請求された情報が存在しているか否かを答えるだけで、前述の《公開しないことができる情報》を公開することとなる場合は、その情報の存否を明らかにしない、いわゆる存否応答拒否処分を行うことができる。ただし、これはあくまでも例外的な処分であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

《公開する時期》 89、90 頁参照

請求があった日の翌日から起算して **14 日以内**に公開できるか否かを決定し、公開できない場合はその理由も含めて、速やかに郵送にて通知する。ただし、特定した情報の公開、非公開の判断等に相当の期間を要する場合等、やむを得ない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して **60 日**を限度として、決定期間を延長することができる。

《費用》 119、120 頁参照

規則別表第2の規定による（174 頁参照）。また、郵送対応時の郵送料等は、請求者の負担とする。ただし、情報公開請求に係る手数料及び公開の方法のうち閲覧並びに視聴に係る費用は、無料とする。

情報公開請求に係る審査請求制度の概略

情報公開請求に係る審査請求制度とは、情報公開請求に対する決定処分不服がある者が、不服申立て（審査請求）をすることができる制度である。

また、不服申立て（審査請求）があった場合に、決定処分が妥当であったか否かを、中立的な立場で審査を行う機関として、学識経験者3名で構成する審査会を設置している。

《不服申立て（審査請求）について》

審査請求を含む行政上の不服申立て制度は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）で手続等が定められた「行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその審査等を求める行為」であり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

《情報公開請求に係る審査請求について》

審査請求の対象となるものについては、行服法第1条で「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下、単に「処分」という。）」と規定されており、条例の規定に基づく情報公開請求に対する決定についても、審査請求の対象となり得る。

《審査会について》

条例に基づく処分に対し審査請求が提起されたときは、一定の場合を除き、第三者機関である審査会に審査請求に係る諮問を行い、審査会の審議を経た上で、最終決定となる裁決を行わなければならない。これは、情報公開請求に係る審査請求制度が、処分を行った行政庁に対し、再度その処分の適否の判断を求めるものである観点から、審議の中に専門的な知識を有する第三者機関が関与することで、行政庁の恣意的な判断を避け、公正性を担保するためである。

3 杉並区情報公開条例

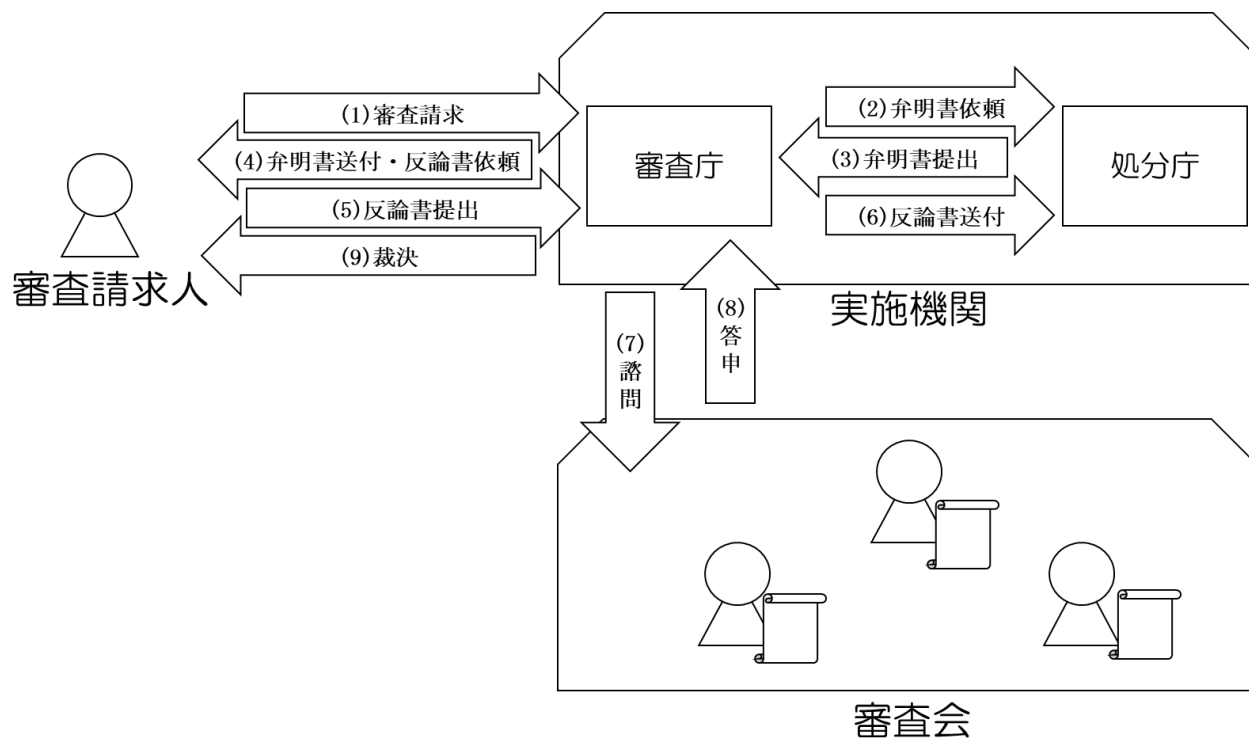
《情報公開請求に係る審査請求の手続について》

情報公開請求に係る審査請求制度は、処分を受けた審査請求人及び処分を行った行政庁の主張書面や審査対象情報等について、審査会が調査及び審議を行う。

なお、審査会は、審査対象情報の中身を実際に確認し、公開、非公開等の判断の妥当性等を確認することができる。

また、審査請求に係る手続の標準審理期間は、一部期間を除き、**4 か月**とする。

≪審査請求に係る手続の概略図≫



- (1) 審査請求・・・・・・・・・・審査請求人が審査請求書を審査庁に提出すること。
- (2) 弁明書依頼・・・・・・・・・・審査庁が処分内容及び理由を記載した弁明書の提出を処分庁に依頼すること。
- (3) 弁明書提出・・・・・・・・・・処分庁が弁明書を審査庁に提出すること。
- (4) 弁明書送付・反論書依頼・・・・審査庁が弁明書を審査請求人に送付し、当該弁明書に対する反論を記載した反論書の提出を依頼すること。
- (5) 反論書提出・・・・・・・・・・審査請求人が反論書を審査庁に提出すること。
- (6) 反論書送付・・・・・・・・・・審査庁が反論書を処分庁に送付すること。
- (7) 諮問・・・・・・・・・・審査庁が審査請求を審査会に諮問すること。
- (8) 答申・・・・・・・・・・審査会から諮問に対する答申がされること。
- (9) 裁決・・・・・・・・・・審査庁が審査請求に対する最終決定を行うこと。

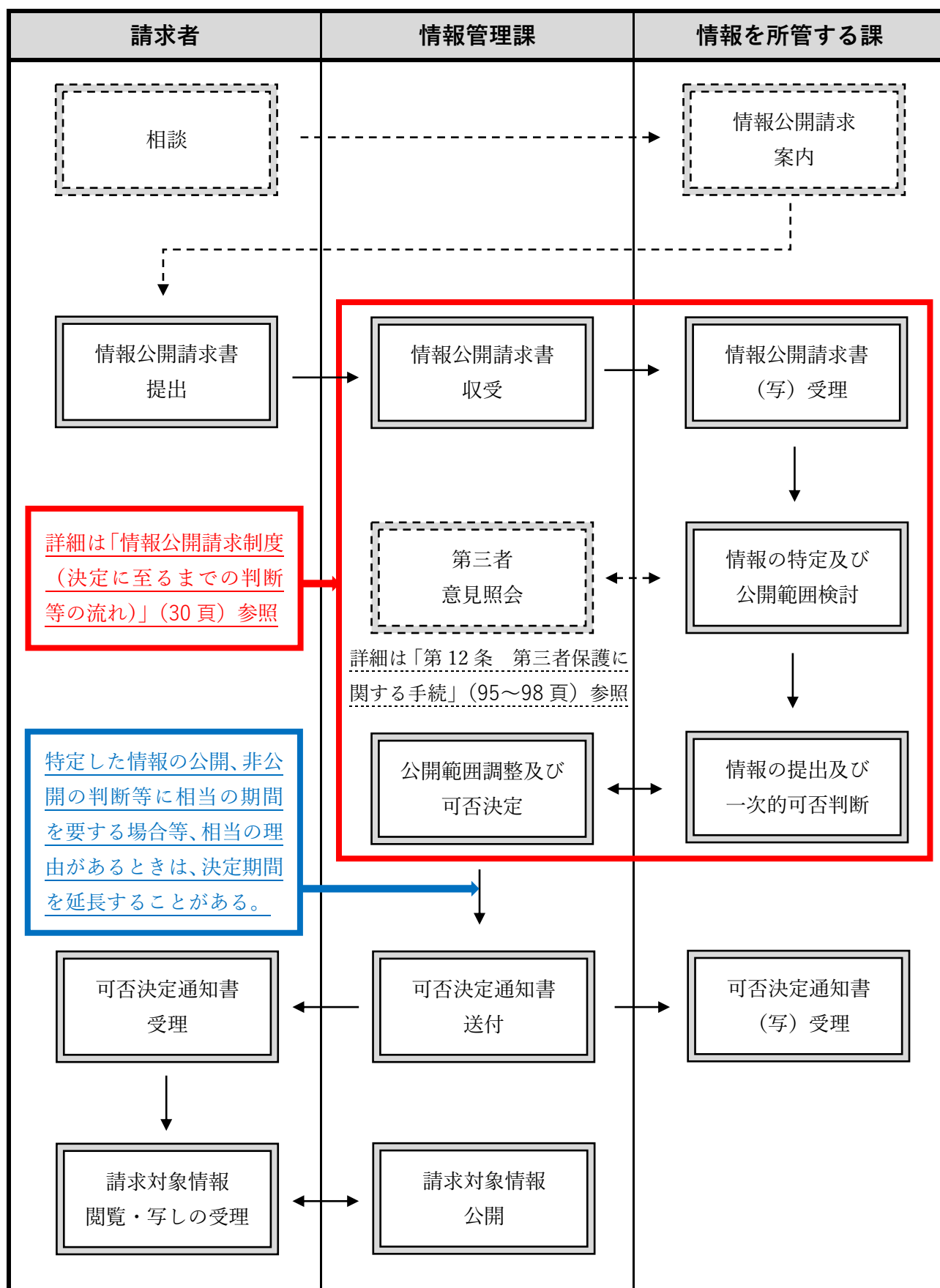
※ 審査庁・・・・・・・・・・審査請求を受け、それに対する応答として裁決を行う行政庁

※ 処分庁・・・・・・・・・・審査請求に係る処分をした行政庁

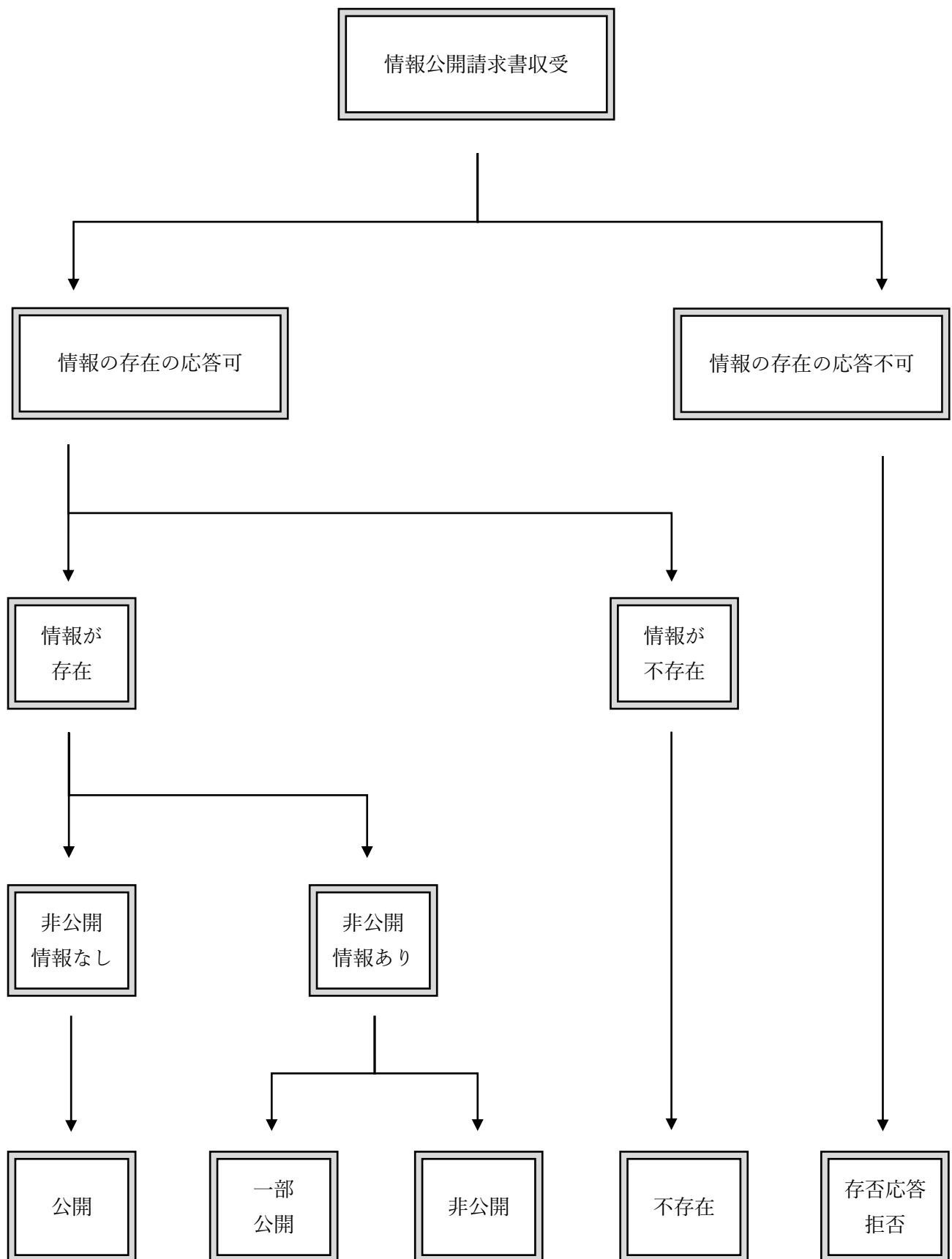
3 杉並区情報公開条例

3 - 1 制度の流れ

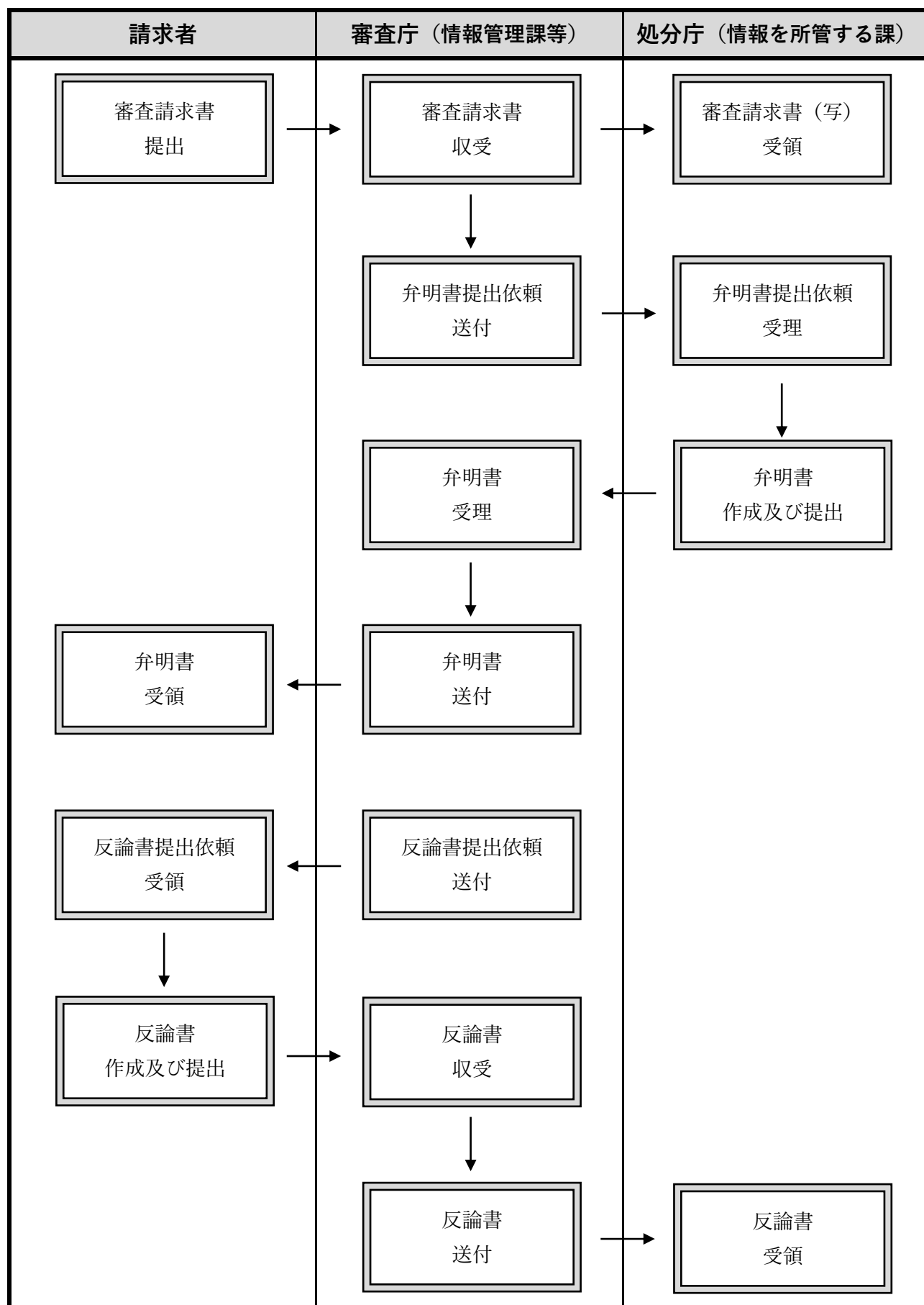
情報公開請求制度（手続の流れ）



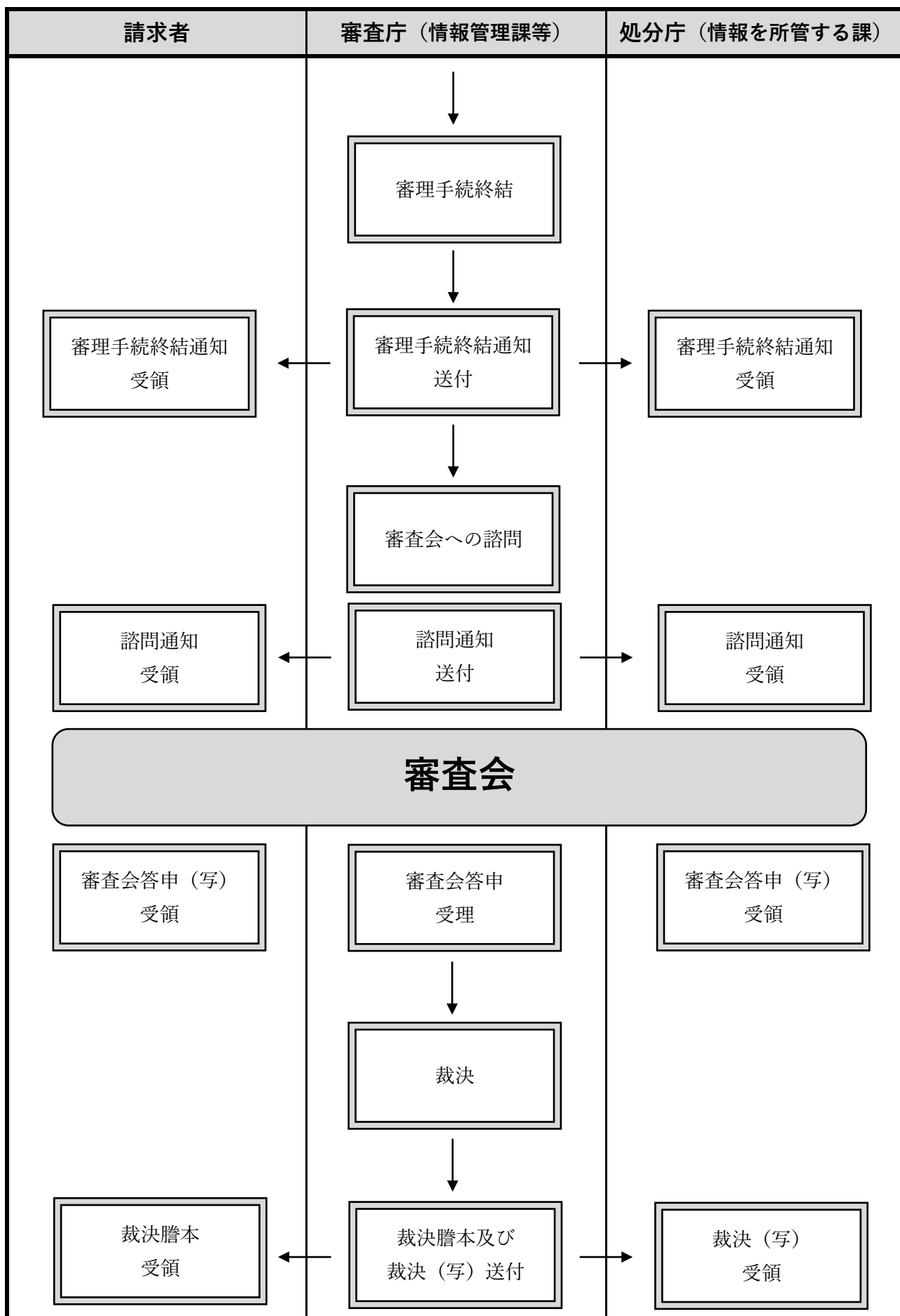
情報公開請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）



情報公開請求に係る審査請求制度（手続の流れ）



（次頁へ続く）



※ 当該図は、基本的な流れであり、審理手続の状況によって内容が変わる場合がある。

3 - 2 逐条解説

以下の内容については、各頁を参照してください。

- ◆ 法令に基づく官公署等からの照会について（53 頁参照）
- ◆ 非公開情報
 - 法令秘情報について（54～56 頁参照）
 - 個人に関する情報について（57～63 頁参照）
 - 事業活動情報について（64～69 頁参照）
 - 行政執行情報について（70～73 頁参照）
 - 意思形成過程情報について（74～76 頁参照）
- ◆ 存否を明らかにできない情報について（81～83 頁参照）
- ◆ 請求の方法について（84～87 頁参照）
- ◆ 決定までの期間について（89、90、92～94 頁参照）
- ◆ 情報を所管する課の役割について（90 頁参照）
- ◆ 請求対象情報に区以外の第三者に関する情報が含まれている場合について（95～98 頁参照）
- ◆ 公開の方法について（99、100 頁参照）
- ◆ 費用について（119、120 頁参照）

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、情報の公開を求める区民の権利と、区が区政に関し区民に説明する責務とを明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民の知る権利を保障し、もつて区民の区政への参加を推進し、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図ることを目的とする。

趣 旨

本条及び条例第3条は、条例の解釈及び運用に係る根本的指針を示したものである。各条の解釈及び運用においては、常に本条及び条例第3条の趣旨に基づき行わなければならない。

解 釈

- 1 「知る権利」は、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に基づいて主張されている。

しかし、この権利は基本的には抽象的権利であり、法律又は条例による制度化をもって具体的な権利となるという見解が有力である。したがって「区民の知る権利を保障し」とは、区民の有する知る権利を実効性のあるものとするため、情報公開請求権を区民の権利として保障することを意味する。

また、情報の公表、情報の提供に対する区の積極的姿勢を明確に示すことを意図している。

- 2 「地方自治の本旨」とは、一般的に、**団体自治**及び**住民自治**のことをいう。団体自治とは、地方公共団体が国から独立して地方公共団体の行政に関し、主体的、自主的に決定する権限を持ち、これを遂行することを指し、住民自治とは、地方公共団体の行政をその構成員である住民が自らの手によって行うことを指す。情報公開の促進は、とりわけ住民自治をより一層推進するために重要な取組である。

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関が、この条例の規定に基づき、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しの交付等をするをいう。

趣 旨

本条は、条例で用いられる用語について定義したものである。

解 釈

- 1 「実施機関」とは、本条例に基づき情報公開請求ができる機関で、また本条例に基づく各種の義務等が課せられた機関をいう。

「実施機関」には、杉並区議会、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される執行機関の附属機関のほか、規則別表第一（174頁参照）にて規定する区の出資法人等及び区の公の施設の指定管理者は含まれない。ただし、これらの団体が作成した情報であっても、条例上の「情報」に該当するものは、条例が適用される。

なお、杉並区議会に対する情報公開請求は、杉並区議会情報公開条例により対応することとなる。

- 2 「実施機関の職員」とは、区長等を含む、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。したがって、一般職、特別職、常勤及び非常勤の別を問わない。

3 「情報」とは、次の①から③までを全て満たすものをいう。

① 「職務上作成し、又は取得した」

実施機関の職員が自己の職務の範囲内で作成し、又は取得した場合をいう。情報に関する法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わず、作成又は取得したという客観的事実に基づき判断する。

なお、実施機関に所属する職員であっても、別の法人格を有する組織（規則別表第一に規定する出資法人等）の職員として事務に従事している場合は「職務上」に該当しない。

② 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」

「文書」とは、紙等の有体物の上に文字又は記号を用いて、ある情報を記載したものをいう。具体的には、会議録や報告書等が該当する。

「図画」とは、紙等の有体物の上に象形を用いて、ある情報を表現したものをいう。具体的には、地図やポスター等が該当する。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。具体的には、再生機器を用いなければその内容を知覚し得ない磁気ディスク等の媒体に記録されたものが該当する。

③ 「実施機関が管理しているもの」

各実施機関が現に保管又は保存している状態をいう。よって、**保存年限が経過して以降も廃棄されていない情報や、決裁等を行っていない情報であっても、情報公開請求の対象となる。**

運 用

◆ 請求対象情報の範囲

請求対象情報は、請求があった日時点において、実施機関が現に管理しているものであるから、**請求があった日の翌日以降に作成及び取得した情報は、請求対象情報にならない**（請求があった日の考え方については 86 頁参照）。

また、電子メールや職員が職務を執行する過程において作成した起案文書の草稿、備忘的メモ等であっても、各課の共有フォルダや執務室内の共用の文書キャビネットに保存されている等、**実態として実施機関が組織的に管理しているとみなせるもの又は職務遂行において、必要な情報として作成又は利用されたものであれば、条例上の「情報」に該当する。**

なお、請求対象情報は、保存年限の到来等にかかわらず、**情報公開請求に係る全ての処理が終了するまでは、廃棄してはならない。**

◆ 情報公開請求に係る手続の窓口

情報公開請求の受付及び請求対象情報の公開は、情報管理課情報公開係で行う。

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

趣 旨

本条は、条例の解釈及び運用における実施機関の責務について定めたものである。

また、条例第1条及び本条は、条例の解釈及び運用に係る根本的指針を示したものである。各条の解釈及び運用においては、常に条例第1条及び本条の趣旨に基づき行わなければならない。

解 釈

「個人に関する情報」とは、条例第6条第1項第2号に規定する情報をいう（57、58頁参照）。

運 用

◆ 個人のプライバシーへの配慮

個人のプライバシーは、憲法の保障する個人の尊厳に係る基本的人権として最大限尊重されなければならない。ひとたび侵害を受けると、その原状回復は極めて困難である。実施機関は、情報は原則公開とする情報公開請求においても、**個人に関する情報は例外的に「原則非公開」である**との認識に立ち、個人のプライバシーが侵害されることのないよう十分に配慮しなければならない。

◆ 個人に関する情報と個人のプライバシーとの関係

個人に関する情報と個人のプライバシーは重なる部分も多いが、個人に関する情報とは、個人のプライバシーを含む、より広い範囲の情報である。

なお、プライバシーとは、一般的に、他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由をいうと考えられている。※

※ 総務省ホームページ「プライバシーの侵害とは？」より

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/basic/risk/12/

第4条 利用者の責務

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、当該情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

趣 旨

本条は、情報の公開を受けたものの責務を定めたものである。

解 釈

「この条例の目的に即し適正に使用しなければならない」とは、情報の公開を受けたものは、条例第1条の目的に即して、当該情報を区政への区民参加の推進等、条例第1条の目的に沿って利用することを期待しているものである。

運 用

◆ 訓示的規定

本条は、情報の公開を受けた者に対し情報を適正に使用する旨を規定したものであるが、具体的な義務を課すものではなく、また本条に違反したものに対する罰則規定等も設けられていないことから、一種の訓示的規定にとどまるものである。

第2章 情報の公開

第5条 請求権者

第5条 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

趣 旨

本条は、情報の公開を請求できる者の範囲を定めたものである。また、誰に対して情報の公開を請求できるかを規定している。

解 釈

「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第29条において、訴訟上、当事者適格が認められている法人でない社団又は財団も含まれる。

運 用

◆ 個別的事項への対応

条例で定める情報公開請求は、何人に対しても等しく情報公開請求権を認めるものであり、**請求者が誰であるか、請求者が請求対象情報について利害関係を有しているかどうか等の個別的事項は、当該情報の公開決定等に影響を及ぼすものではない。**

◆ 情報公開請求権の濫用

不適正な情報公開請求は、権利の本来の目的内容を逸脱していると判断し、請求を却下する。
ただし、請求を却下することは、請求者の権利を制限することとなるため、なぜ却下するという判断に至ったのか、具体的な理由を提示しなければならない。

≪参考資料「不適正な情報公開請求に関する判断基準」(25 杉並第 6170 号)≫

1 情報の特定に至らない包括的又は大量の公開請求であること

- ① 特定の課が保有する全ての情報の公開請求
- ② 特定の部長や課長等の決裁又は発信した全ての情報の公開請求
- ③ 対象情報は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、全ての情報について公開の可否決定を行うには、おおむね 1 年以上の期間を必要とするような請求

2 公開を受ける意思が無いことが明らかに認められること

- ① 公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由もなく閲覧せずに何度も公開請求を繰り返す行為
- ② 公開決定後の公開実施において、公開請求するだけで閲覧しない行為、写しの交付を請求するだけで交付を受けない行為

3 公開請求の目的や動機が、文書の公開以外にあると明らかに認められること

- ① 実施機関の業務遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる請求
- ② 特定の職員が作成又は決裁した文書の全ての請求、又は公開請求時に特定の職員等を誹謗、威圧、攻撃する等の言動がある場合
- ③ 同一の公開請求者から、同一の課等に対して、公開請求が社会通念上の相当性又は合理性を欠いて集中し、又は連続してなされ、延長し分割して対応したとしても、延長が次々に累積し最終的に事務処理が行き詰まり形式的、外形的に特定の課等を攻撃等するような害意が明らかに認められる場合

4 公開請求によって得た情報を不適切に使用のおそれがあると明らかに認められること

- ① 公開請求によって得た情報をもとに違法又は不当な行為を行うことが明らかに認められる場合
- ② 特定の個人を誹謗、中傷又は威圧することを目的とする等、明らかな害意が認められる場合

第6条第1項 情報の原則公開

第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

趣 旨

本条は、実施機関に対して情報公開請求があったときは、請求対象情報が本条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該情報を公開しなければならないとする、原則公開の基本的な考え方を定めたものである。

なお、このことは、令和4年9月22日に発出した「情報の原則公開の徹底等について（通知）」により、改めて全職員に周知徹底したところである（3頁参照）。

実施機関は、本条第1項各号の適用に当たっては、必要以上に情報公開請求権が制限されることのないよう、厳格な判断を行わなければならない。

なお、実施機関が決定した非公開の処分に不服がある場合は、審査請求又は訴訟を提起することができる（23～25頁参照）。

解 釈

「実施機関の管理する情報」とは、条例第2条第2号にて規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理しているもの」に該当する情報をいう。

運 用

◆ 公開決定等の判断基準

本条第1項各号に該当しない情報は、何人に対しても公開する情報として取り扱われることとなる。情報の公開決定等の判断においては、本条第1項各号の該当性について客観的に判断を行うもので、**請求者によって公開決定等の判断が異なるものではない。**

また、過去の情報公開請求で非公開とした情報であっても、請求対象情報に係る事務又は事業の進行の状況等の事情の変更により、公開できる情報となる場合があるので、**過去の公開決定等の判断に拘束されるものではなく、情報公開請求の決定時点で、改めて判断しなければならない。**

◆ 法令に基づく官公署等からの照会と本条との関係

地方自治法第100条、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項、民事訴訟法第223条第1項、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、情報の閲覧、提出等を要求されることがある。法令の規定に基づく情報の閲覧、提出等の要求に対しては、要求を受けた情報を所管する課が、その要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象情報の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。

なお、根拠となった法令の規定が義務規定である場合は、その要求に応じる義務がある。

◆ 区議会議員からの資料請求により区議会に提出した情報について

区議会議員からの資料請求により区議会に提出した情報は、原則として非公開とすることはできない。このため、区議会議員からの資料請求により情報を作成する場合には、本条第1項各号に該当する情報が含まれていないか、慎重に確認する必要がある。

第6条第1項第1号 法令秘情報

(1) 法令の規定により公開することができないとされている情報

趣 旨

本号は、法令秘情報について定めたものである。

解 釈

「公開することができないとされている」とは、法令の規定により公開することを禁止している場合に限らず、法令の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合等も含む（具体例は56頁参照）。

運 用

◆ 法令の定義

法令とは、一般に、**法律、政令、府令、省令その他国の行政機関が制定する命令**を指すが、条例上の「法令」には、前記のもののほか、**条例、地方自治法第15条第1項及び第138条の4第2項に規定する規則を含むものとする**。一方、規則より下位に位置づけられる規程、要綱、要領、国等からの訓令、通達、通知等は、条例上の「法令」に含まない。

なお、条例及び規則を「法令」に含める理由は、次の①から④までに示すとおりである。

- ① 同一自治体が制定する条例間には優劣がなく、本来条例間に矛盾が生じることは法律上予定されていないことから、他の条例で公開できない旨を規定している情報を公開することは矛盾が生じるため。
- ② 同一自治体が制定する条例と規則の関係について両者に矛盾が生じた場合には、条例が優先さ

れると解されているが、本来条例と規則の間に矛盾が生じることは法律上予定されていないことから、①の場合と同様のため。

- ③ 条例は、議会の議決によって制定された自治体の最高法規としての性格を有するもので、法律と同義に解されるため。
- ④ 規則は、執行機関が制定する最高法規としての性格を有するもので、原則として条例と規則の間に優劣はなく、条例に準じるものと解されるため。

◆ 法定受託事務における公開の判断

法定受託事務とは、国又は都道府県が本来果たすべき役割にかかわる事務であるが、利便性等を考慮し、「国から区へ」又は「都から区へ」委託された事務をいう。

法定受託事務は、自治事務と同様に、あくまで区の事務事業として区の責任で自律的に処理するものとされている。よって、**法定受託事務に係る情報について、国又は都から公開、非公開等に関する指示があった場合であっても、区が必ずその指示に従う必要はなく、本号以外の非公開情報に該当するかどうか個別具体的に判断することが適当である。**

◆ 第6条第1項第1号（法令秘情報）に該当する情報の例

分類	根拠法令等	非公開とされている情報
規定により公開が禁止されている情報	杉並区印鑑条例第22条（閲覧の禁止）	印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類
	刑事訴訟法第47条（訴訟書類の公開禁止）	公判前の訴訟に関する書類
守秘義務が課せられている情報	地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）	地方税に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密
	住民基本台帳法第35条（秘密を守る義務）	住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密
	結核予防法第62条（罰則）	この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査若しくは予防接種の実施の事務に従事した者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密
	統計法第41条及び第43条（守秘義務）	統計調査に係る調査票情報等の取扱いに従事する者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密
	公職選挙法第227条（投票の秘密侵害罪）	選挙事務に係る関係のある者が、職務執行に関して知り得た選挙人の投票した被選挙人の氏名
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第73条（罰則）	法の規定による届出の受理等の事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条第2項（罰則）等	この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密
目的外使用が禁止されている情報	統計法第40条	行政機関の長等が行う統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第6条第1項第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

趣 旨

本号は、個人に関する情報について定めたものである。条例第3条後段の規定にもあるように、個人に関する情報について最大限の配慮をすることを実施機関の責務としている。したがって、**原則公開の情報公開請求においても、個人の基本的人権の尊重の趣旨から、個人に関する情報は、例外的に「原則非公開」とし、情報公開請求権よりも個人に関する情報の保護を優先するものとする。**

解 釈

- 1 「個人に関する情報」とは、個人のプライバシーに限定されるものではなく、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれ、個人に関連する情報全般を意味する。また「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

- 2 「特定の個人が識別され得ることとなるもの」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であることを明らかに識別することができ、又は識別される可能性があるものをいう。例えば、統計のように、元データを集計し、加工され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人が識別され得ることとなるもの」には該当しない。

なお、「特定の個人が識別され得ることとなるもの」とは、原則として、広く一般の人が識別できるかを判断基準（以下、**一般人基準**という。）としている。よって、個人の筆跡等、特定の人にのみ識別が可能な情報については、通常「特定の個人が識別され得ることとなるもの」には該当しない。ただし、個人の所属する集団規模が小さい場合、特定の個人を識別することができる可能性が高くなるため、例外的に関係者等の特定の人であれば識別できるかを判断基準（以下、**特定人基準**という。）とする。

- 3 「他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるもの」とは、その情報単独では特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、その情報が誰についてのものであるかが分かる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」とは、原則、広く公に知られている情報※をいう。よって、特別の調査をしなければ入手し得ない情報については、通常「他の情報」に含めないものとする。ただし、個人の所属する集団規模が小さい場合、前述のとおり特定人基準により判断するため、特別の調査をしなければ入手し得ない情報も「他の情報」に含めるものとする。

※ 例えば、新聞やインターネット等で公表されている情報等が該当する。

- 4 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、当該情報と「他の情報」を照合したとしても、特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公開することによって、個人の権利利益の侵害につながるおそれのあるものをいう。

例えば、カルテや反省文等の個人の人格と密接に関連するものや、匿名の作文、無記名や未公表の個人の著作物等、公にすることで財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、特定の個人を識別できない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、補充的に非公開情報として規定したものである。

しかし、このような情報の範囲は不明確なため、この条項の適用については慎重に検討する必要がある。

- 5 ただし書に該当する情報は、その情報の持つ性質上、個人に関する情報であっても公開する。

◆ ただし書ア

- ① 「法令の規定により」公開されている情報とは、法令の規定により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。
- ② 「慣行により」公開されている情報とは、法規範的な根拠を要するものではなく、当該情報が従来から慣行として公にされており、現に何人も容易に知り得る状態に置かれていれば足り、周知されている必要はない。
- ③ 「公開することが予定されている情報」とは、請求があった日時点においては公にされていないが、将来的に公にする予定のある情報（具体的に公表が予定されている場合に限らず、申出があれば、何人にも提供することができる情報を含む。）をいう（請求があった日の考え方については86頁参照）。
- ④ 上記①から③までのうち、情報を入手したい者や情報を入手したい理由によって、公開を行わないことがある場合は、当該情報は「公開され、又は公開することが予定されている情報」には該当しない。

◆ ただし書イ

- ① 「許可、免許、届出その他これらに相当する行為」とは、表現上の名称にかかわらず、類似の性格を有する一切の行為をいい、行為の内容又は性質等により判断する。
- ② 「公益上必要と認められるもの」とは、区民の生命、身体及び財産の保護、公共の福祉、公共の安全等、公共の利益を確保する必要性が客観的に認められる場合をいう。

◆ ただし書ウ

- ① 公務員等の氏名や肩書等に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、一般の個人と異なり公人としての立場と私人としての立場の両面の性格を有している。そのため、基本的人権を擁護する一方、区民の知る権利を尊重する必要性から、公人としての立場における公務員等の氏名や肩書等に関する情報は、原則公開とする。
- ② 「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
なお、一般職のみならず特別職（区長、副区長、区議会議員等）を含む。
- ③ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又は補助機関としてその担任する職務を遂行する場合における情報で実施機関が管理するものが含まれる。このため、起案又は決定文書等における職員の印影、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報等がこれに含まれる。一方、勤務態度、勤務成績、処分歴等、当該職員の身分取扱に係る情報や、健康診断結果、病歴等、個人の資質もしくは名誉に係る情報あるいは有給休暇等の私的な生活に関する情報は、職務の遂行に係る情報には当たらない。また、職務の遂行に係る情報であっても、同時に、他の非公開情報に該当する場合には、その職及び職務の遂行の内容に係る部分を含めて全体が非公開とされることとなる。
- ④ 退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用される。

運 用

◆ 請求者自身の情報の取扱い

情報公開請求は、何人に対しても請求を認めていることから、**対象情報の中に、請求者自身の情報が含まれていたとしても、非公開情報に該当するときは、非公開となる。**

なお、実施機関が保有する自己に関する情報の開示については、条例の制度とは別に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づき、保有個人情報の開示請求をすることができる（保有個人情報の開示請求の詳細については、区公式ホームページ「保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求制度」（ページID：1288）参照）。

◆ 事業を営む個人に関する情報の取扱い

個人に関する情報であっても、営利、非営利を問わず、**事業を営む個人の当該事業に関する情報は、本条第1項第3号に規定に準じて判断するため、原則として個人に関する情報から除く。**ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、**その事業とは直接関係がない個人に関する情報は、本号の対象として取り扱う。**

実 例

《公開とした例》

◆ 附属機関の委員名簿

附属機関の委員名簿に記載されている氏名等の情報は、公開を前提として作成された情報であり、本条ただし書アに該当すると判断し、公開とした。

◆ 職員の採用年月日、経験年数等

職員の職務に関する情報は、本条ただし書ウに該当し、採用年月日、経験年数等の情報は公開とした。また、顔写真について、当然に、個人に関する情報に該当するが、同時に、本条ただし書

ウにも該当すると判断し、公開とした。

《非公開とした例》

◆ 訴訟に係る事件番号

訴訟に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連の番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号が重複して付されることはなく、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号のみにより、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、原則として何人も、裁判所書記官に対し、訴訟に係る事件番号を示すことにより、訴訟記録の閲覧を請求することができることから、上記のとおり特定した当該事件の訴訟記録を閲覧することにより、その訴訟記録に記載された当該事件に関与する個人の氏名、住所等の個人に関する情報に接することが可能になる。

なお、口頭弁論等が開かれる当日に裁判所庁舎に掲示される開廷表や裁判所のウェブサイトにおいて訴訟に係る事件番号を公開していたとしても、来庁者の便宜を図る目的や社会的な関心の高さ等の観点を考慮した個別的な事例にとどまるものであり、何人にも容易に入手することができる状態に置かれているとは認められないため、本号ただし書アには該当しない。

よって、訴訟に係る事件番号は、非公開とした。

◆ 職員の休暇、欠勤理由

職員の職務以外の情報は、本号ただし書ウには該当しないと判断し、非公開とした。

◆ 職員番号

職員番号は、職務上使用する番号であると同時に、東京都職員共済組合の組合員証の番号と一致することから、職務以外の情報でもあるため、非公開とした。

《参考判例（抜粋）》

◆ 個人の権利利益を害するおそれがある情報

「本件文書には、例えば、特定年月日の新聞報道を契機として事件を調査することになったこと、あるいは、特定の年度に、特定の在学年であった学生からの申立てであること、さらには、当時、被疑教官が被害学生のみならず広くそのほかの学生にも同様の行為を行っていたことなどの具体的な内容が記載されているから、本件文書を開示すれば、たとえ、当該被害学生を識別することができないとしても、その同級生等の一定範囲の者には当該被害学生を識別することが可能であると見られ、これらの者に上記の他人にみだりに知られたくない個人のプライバシーに属する情報が明らかになると考えられる。

したがって、本件文書に記載された情報は、個人利益侵害情報に当たると認められる。」

（公文書不開示処分取消請求事件 平成 18 年 2 月 21 日 長崎地方裁判所）

◆ 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報

「過去に公示されていたとしても、公示期間が終了した後においては、非開示情報とすることにより保護すべき利益がなお存するというべきであるから、情報公開法 5 条 1 号ただし書イにいう『法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』には該当しないと解するのが相当であり、原告の主張は採用できない。」

（行政文書不開示決定処分取消請求事件 平成 19 年 7 月 12 日 東京地方裁判所）

第6条第1項第3号 事業活動情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であつて、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが特に公益上必要と認められるもの

趣 旨

本号は、法人等及び事業を営む個人の事業活動情報について定めたものである。法人等及び事業を営む個人の事業に関する情報は、区民の生活と密接な関係にあり、事業活動の内容が区民の生活に重大な影響を及ぼす場合があるため、原則公開であるが、当該情報のうち、営利、非営利を問わず、企業秘密については、公開することにより団体等に著しい不利益を与えると認められるものに限り、非公開とする。

解 釈

1 「法人」とは、公社、公団といった外郭団体等を含む、営利、非営利を問わず法人格を有する全てをいう。ただし、国及び地方公共団体等は除く。

なお、法人から国や地方公共団体等を除くのは、国及び地方公共団体等が行う行政活動は、法人等及び事業を営む個人による事業活動とはその目的、性質を異にするものであることによる。国及び地方公共団体等の行う事業等に関する情報については、本項第4号及び第5号に該当する場合、非公開となる。

2 「その他の団体」とは、法人格を有していないが、団体としての名称、規約及び代表者の定めがあり、団体としての実体を有するものをいう。具体的には、商店会、町会、自治会、PTA等がある。

3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。また、「当該事業に関する情報」とは、間接的に事業に関する情報を含むが、家族状況、非事業用資産等の当該事業と関係のない個人に関する情報は、本項第2号の判断の対象となる。

なお、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報については、本項第2号には当たらず、本号の事業活動情報として判断する。また、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でなくても、契約の締結等、その権限に基づいて法人等の行為として行う者についても同様である。

4 「公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められる」とは、公にすることによって、法人等及び事業を営む個人の事業活動に何らかの不利益が生ずるおそれがあるというだけでは足りず、法人等及び事業を営む個人の競争上の地位が、具体的に著しく侵害されると認められるかどうか、情報の内容及び性質をはじめとして、法人等及び事業を営む個人の事業内容等を考慮して総合的に判断する。

なお、「著しい」とは、**一般抽象的な可能性が推測されるだけではならず、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる客観的かつ具体的な合理的理由が必要である。**

事業活動情報には、おおむね、次の①から③までのものが該当する。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は営業活動上の秘密に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を著しく害すると認められる情報
- ② 事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営を著しく害すると認められる情報
- ③ その他、公開すると法人等の活動利益を著しく害すると認められる情報

3-2 逐条解説 第2章 情報の公開

- 5 ただし書に該当する情報は、その情報のもつ性質上、事業活動情報であっても公開する。ただし書の公開に当たっては、非公開にすることにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、公開することにより得られる公益上の利益とを比較衡量して判断する必要がある。

公益上の理由としては、現実には危害、支障又は侵害が発生している場合に限らず、将来これらが発生する蓋然性の高い場合も含まれる。

◆ ただし書ア

ただし書アは、法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、「人の生命、身体又は健康」を保護するために公開することが必要であると認められる情報は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することがあっても、公開するという趣旨である。具体的には、事故や災害等による危害の発生の防止や現に発生している当該危害の排除、当該危害の拡大の防止、当該危害の再発の防止に必要な場合等が想定される。

◆ ただし書イ

ただし書イは、法人等又は事業を営む個人の事業に関する情報であっても、事業活動が違法又は不当な行為であり、そのような行為から人の生活を保護する必要がある場合には、非公開情報から除外することを定めたものである。法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動により、区民の生活に現に障害が発生しているか、あるいは近い将来障害が発生することが予測される場合には、区民の生活を保護するために公にすることが必要であると認められる情報は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することがあっても、公開しなければならない。

なお、「違法又は不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動又は法令等の規定に違反しているとは断定できないが社会通念に照らして著しく妥当性を欠く不当な事業活動をいう。

具体的には、違法又は不当な事業活動によって消費者被害を起こした場合等が想定される。

◆ ただし書ウ

ただし書ウは、法人等又は事業を営む個人の事業に関する情報であっても、それらの事業活動により消費生活をはじめとする区民の生活が脅かされ、又は脅かされるおそれがある場合には、そのような侵害から区民生活を保護するため、公益上の理由を優先させて当該情報の公開を義務付けることとしたものである。この場合、法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「特に公益上必要と認められるもの」とは、公共の福祉や公共の安全等、公共の利益が回復しがたい損害を被る等の一定程度差し迫った状況にあり、公益上の必要性が客観的に認められる場合をいう。

運 用

◆ 法人等又は事業を営む個人自身の情報の取扱い

情報公開請求は、何人に対しても請求を認めていることから、**対象情報の中に、法人等又は事業を営む個人自身の情報が含まれていたとしても、非公開情報に該当するときは、非公開となる。**

◆ 第三者保護に関する手続

請求対象情報に法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合、意見を提出する機会を与えることができる。ただし、法人等又は事業を営む個人の意見は、法的拘束力を持つものではなく、あくまで参考材料であり、最終的な決定権は実施機関の側にある。**よって、請求対象情報が本号に該当するか否かの判断については、法人等又は事業を営む個人の意見や過去の決定を漫然と採用するのではなく、非公開情報に該当するか否かを主体的に判断しなければならない。**なお、請求者に対する非公開情報に該当するか否かの立証責任は、実施機関の側にある。

実 例

《公開とした例》

◆ 事業を営む個人の氏名

まず、事業を営む個人が、戸籍上の氏名を使用して活動している場合、当然に、個人に関する情報に該当するが、事業を営む個人の当該事業に関する情報でもあるため、公開とした。

次に、事業を営む個人が、戸籍上の氏名と異なる通称名を使用して活動している場合、通称名は公開とし、戸籍上の氏名は、非公開とした。ただし、事業を営む個人が、自身のホームページ等にて戸籍上の氏名を公表している場合は、この限りではない。

◆ 一級建築士、弁護士等の登録番号

ホームページにて閲覧、照合することができるため、公開とした。

◆ J I S（日本産業規格）、I S O（国際標準化機構）等の資格情報

ホームページにて閲覧、照合することができるため、公開とした。

◆ 法人等の社印の印影

法人等の社印の印影は、営業上自らが公表しているのが通例であるため、公開とした。

◆ 法人等又は事業を営む個人の口座情報

法人等又は事業を営む個人の口座情報は、事業を遂行する上で使用されるものであり、内部管理情報として取引関係のある者以外の第三者に広く知られることを予定していない情報であっても、口座情報を公開することにより、直ちに事業に著しい不利益を与えるとは認められないため、公開とした。

《非公開とした例》

◆ 法人等の代表者印の印影

契約等で使用している法人等の代表者印の印影は、公開することにより複製され、悪用される可能性があるため、非公開とした。

《参考判例（抜粋）》

◆ 法人等の口座情報

「一般的な販売業者の業務態様をみれば、不特定多数の者が新規にその顧客となり得るのが通例であり、代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付している販売業者にあつては、口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、請求書に記載して顧客に交付することにより、口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているものといえることができる。このような情報の管理の実態にかんがみれば、顧客が県であるからこそ債権者が特別に口座番号等を開示したなど特段の事情がない限り、預金口座名（取引銀行、口座番号等）は、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらないというべきである。」

（行政処分取消請求控訴差戻事件 平成 17 年 3 月 29 日 東京高等裁判所）

◆ 法人等の代表者印の印影

「法人等の代表者の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているものであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあるといえることができる。」

（行政処分取消請求事件 平成 15 年 9 月 5 日 東京地方裁判所）

第6条第1項第4号 行政執行情報

- (4) 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

趣 旨

本号は、行政執行情報について定めたものである。開かれた区政の進展を図るため、行政執行に伴う情報については、本来、積極的に情報を公開していくべきであるが、行政執行に伴う情報の中には、公開することにより、適正な事務事業の執行が妨げられる、あるいは、特定のものに対して不当に利益又は不利益を与える場合がある。例えば、入札予定価格が事前に公開されれば、入札自体を実施する意味が失われ、また、特定のものに不当な利益を与えることになる。したがって、事務事業の目的が達成できなくなる情報、又は公正若しくは適切な事務事業の執行を著しく困難にするおそれのある情報については、非公開とするものである。

解 釈

- 1 「取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務」とは、表現上の名称に捉われるものではなく、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものである。したがって、**その他の事務又は事業に関する情報も当該事務等の性質上、本号の対象になり得るものである。**
- 2 「当該若しくは同種の事務」には、同種の事務又は事業が反復されるような性質を有し、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

- 3 「事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの」とは、実施する事務事業の一部ないし全部の意味が失われ、その目的が達成できなくなり、又は特定のものに不当な利益、不利益を与える等の事情により、事務事業の公正、適切な執行を著しく困難にすると判断される一定程度の予見可能性があることをいう。また、「著しく困難」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる抽象的な可能性では足りず、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることの蓋然性が要求されることに注意する必要がある。

運 用

◆ 行政執行情報の判断基準

実施機関は、請求対象情報が行政執行情報に該当するか、公開することにより得られる公益と生じる支障とを比較衡量した上で、客観的に判断する必要がある。非公開とするには、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じる等の法的保護に値する高い蓋然性が要求され、ある程度具体的に想定される場合に限定される。

実 例

《公開とした例》

◆ 各部署のダイヤルイン番号及び直通電話番号

杉並区公式ホームページにて、ダイヤルイン番号及び直通電話番号の一部を公開しているほか、「杉並区役所電話番号簿」を、実施機関が管理している施設の各所に設置しているため、公開とした。

◆ 各部署のメールアドレス

各部署に割り当てられているメールアドレスは、公開することにより、迷惑メール等、事務の支障が生じる可能性はあるが、「著しく困難にする」とまではいえないため、公開とした。

≪非公開とした例≫

◆ 警察が公表していない警察官の氏名、メールアドレス等

公務員の氏名、メールアドレス等は、原則として公開となるが、警察が公表していない警察官の氏名、メールアドレス等の情報は、公開することで、今後の捜査等で支障が生じる可能性があるため、非公開とした。

◆ 警備に関する情報

公共施設における警備員の警戒ルートや防犯カメラの設置場所等の情報は、公開することで、不法侵入等の犯罪の発生を助長し、区政全般の事務に支障が生じる可能性があるため、非公開とした。

◆ 区内部ネットワークシステムのURL

区内部ネットワークシステムのURLを公開することにより、不正アクセス等、区政全般の事務に支障が生じる可能性があるため、非公開とした。

◆ 絶滅危惧種に指定された野生動植物に関する情報

絶滅危惧種の生息地等の情報は、公開することで、一般の人が観察等を目的として生息地に立ち入り、野生動植物の保護に関する事務において支障が生じる可能性があるため、非公開とした。

《参考判例（抜粋）》

◆ 任意の協力の下に入手した情報

（政務調査活動について）「区議会の議員等がその具体的な目的や内容等を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼し、監査委員においてもそのような保障の下にこれを入手するものと考えられる。仮に、そのような保障がなく、政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において、監査委員にその回答をすることに慎重になり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応をすることも想定されるところである。そのような事態になれば、同種の住民監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり、議員等の任意の協力の下に上記情報を入手して監査を実施した場合と比較して、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。」

（公文書非開示処分取消等請求事件 平成 21 年 12 月 17 日 最高裁判所第一小法廷）

◆ 記載内容が形骸化するおそれがある情報

（教職員が作成した自己申告票及び校長が作成した評価・育成シートについて）「本件各公開請求部分が公開されることになった場合、作成者や記載内容中の関係者が特定されて問題が生じるのをおそれたり、自らが記載した具体的内容が広く第三者に公開される可能性があるのを嫌ったりして、教職員や校長が当たり障りのない記載しかしなくなる結果、本件各文書の記載内容が形骸化するおそれがあるというべきである。このことは、本件公開請求部分 3 についても、何ら変わるところがないものと考えられる。

そうすると、本件各公開請求部分に係る情報は、これを公開した場合に、学校の組織活性化等を目的とした本件システムに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、本件条例 7 条 6 号柱書き及び同号エの定める非公開情報に当たるといえるべきである。」

（公文書非公開決定処分取消等請求事件 平成 22 年 2 月 25 日 最高裁判所第一小法廷）

第6条第1項第5号 意思形成過程情報

- (5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

趣 旨

本号は、意思形成過程情報について定めたものである。住民自治の実現や区民との信頼関係の強化を図る上では、区民が区の意思決定に積極的に関与し、区民意思が的確に区政に反映されることが重要である。よって、**区において意思決定がなされた情報だけでなく、区内部での意思形成段階における情報についても積極的に公開すべきである。**

しかし、意思形成段階における情報が公開されることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。また、誤解や憶測に基づき区民に混乱を生じさせ、特定の者に利益を与えたり、又は不利益を及ぼしたりするおそれがある。このように、**公開することで、その後の意思形成に支障を生ずることが考えられる情報は、意思形成過程情報として例外的に非公開とすることができる。ただし、区にとっては、意思形成過程情報こそ、区民等との対話や議論のために必要な情報であるから、恣意的な判断により安易に非公開とすることのないよう注意しなければならない。**

解 釈

- 1 「区」とは、条例第2条にて規定する「実施機関」の総称をいう。
- 2 「区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における」とは、次の①から③までを指す。
 なお、「国」には独立行政法人等を含み、「地方公共団体」には地方独立行政法人を含む。

- ① 区の機関の内部
- ② 区の機関の相互間
- ③ 区の機関と国又は他の地方自治体の相互間

3 「審議、検討等」とは、表現上の名称にかかわらず、調査、研究等、審議及び検討と類似の性格を有するものをいい、あくまでその内容及び性質等により判断する。

例えば、具体的な意思決定の前段階としての会議や、担当者の段階で意思統一を図るための協議等がある。

4 「意思形成過程」とは、最終的な意思決定がなされていない状態をいう。

なお、どの段階で意思決定がなされたかについては、情報の内容、性質等により、個別具体的に判断する。

5 「公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」とは、今後の意思形成に、何らかの形で著しい支障が生じると判断される一定以上の予見可能性があることをいう。このことは、意思形成過程にある事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。よって、「支障を生ずるおそれ」は、**単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないことに注意する必要がある。**

運 用

◆ 意思形成過程情報の特殊性

法令秘情報、個人に関する情報、事業活動情報及び行政執行情報（以下「法令秘情報等」という。）

は、一般的に、その情報の本質的内容が公開することになじまないために非公開とするものである

が、意思形成過程情報は、その情報の本質的内容にかかわらず、意思形成過程段階に限って非公開とするものである。したがって、**意思形成過程情報のうち、法令秘情報等に該当しない情報は、意思形成過程段階を経過すること（以下「意思決定」という。）により公開情報となる。**ただし、一つの意思決定が政策決定の構成要素の一部である場合や、ある意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議等の過程が重層的、連続的であるときは、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関連して本号に該当するかどうかの検討を行うことになる。

◆ 附属機関に関する情報の取扱い

附属機関には、設置目的や審議事項に照らし、非公開として行う会議があるが、そのことによって会議録が当然に非公開情報となるものではない。附属機関での会議は、区政に関する重要な審議が行われるため、個人情報に関することや情報セキュリティに関すること等を除き、原則公開することが重要である。

◆ 公開可能となる時期の見込に関する情報の提供

意思形成過程情報であることを理由として非公開としたときに、意思形成過程が終了した後、公開可能となるおよその時期を知らせることができる場合は、請求者に当該時期に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

実 例

◆ 他の地方公共団体との協議に関する情報

請求があった日時点では、他の地方公共団体と検討を行っている段階の情報であり、当該協議の検討内容等を公開することにより、外部からの圧力や干渉等、協議の結果に影響を及ぼすおそれがあるため、非公開とした。

なお、本号に該当することを理由として非公開とした情報は、協議終了後に公開した。

第6条第2項 時限秘情報

2 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により公開しないこととされた情報が同項各号のいずれにも該当しなくなつた後に、新たに当該情報の公開の請求があつた場合には、当該請求に応じなければならない。

趣 旨

本項は、請求対象情報が本条第1項各号に該当し、非公開とされた情報であっても、一定の期間が経過したことにより非公開とする理由がなくなれば、新たに請求があつた場合は公開すべきことを定めたものである。

運 用**◆ 時間経過による判断の変化**

期間の経過等、何らかの状況の変化に伴い、過去の決定で非公開とした情報が、非公開情報に該当しなくなった場合には、その時点から公開可能な情報になる。このため実施機関は、過去に特定した情報が、再度情報公開請求された場合には、過去の決定を参考としながらも、情報の原則公開を念頭におき、改めて判断を行わなければならない。

第7条 情報の部分公開

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条第1項各号の規定により公開しないこととする情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている場合において、当該非公開情報の記録部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないこととする情報の記録部分を除いて公開しなければならない。

2 公開の請求に係る情報に前条第1項第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

趣 旨

第1項は、請求対象情報の一部に非公開情報が含まれている場合における、実施機関の責務及びその要件について定めたものである。

第2項は、請求対象情報の全部又は一部に特定の個人が識別できる情報が含まれている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことについて定めたものである。公開情報と非公開情報が混在している第1項の場合と、全体として非公開情報に該当するが、個人識別性のある部分を除くことにより公開しても支障がなくなる第2項の場合とは、性質を異にするので、第1項とは別にこの項を設けたものである。

解 釈

1 「容易に～分離できる」とは、請求対象情報から非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを明確に分けることができ、かつ、非公開情報に係る部分を物理的に除くことが技術的に困難でなく、複写物を作成するために必要な時間、経費等から判断して容易である場合をいう。

また、電磁的記録について、例えば、録音された音声の内容には非公開情報が含まれていない場合であっても、音声により特定の個人を識別することができてしまう場合には、非公開情報の部分を

容易に区分することができないものとして、その全部を非公開とする。その他、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合も、「容易に～分離できる」場合に該当せず、その全部を非公開とする。

なお、請求対象情報の量が多いために、時間及び労力を要することは、区分、分離の容易性とは関係がない。

- 2 「公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できる」とは、請求対象情報から非公開情報に係る部分を区分して除くと、公開される部分に記録されている情報が、無意味な文字、数字等の羅列とならないような程度の分離がなされなければならないという趣旨である。
- 3 「特定の個人が識別され得ることとなる部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公開しても個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。なお、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等は、特定の個人を識別できない情報であっても、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがある（58、59頁参照）。
- 4 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた情報は、個人に関する情報には含まれないものとみなして公開しなければならないことをいう。

運 用

◆ 部分公開の意義

部分公開は、実施機関の責務としての情報の原則公開から導かれるものであり、また、情報公開請求権から要請されるものである。したがって、情報公開請求制度の趣旨を十分考慮し、みだりに全部を非公開とすることがないように、慎重に対応するものとする。

◆ 部分公開の方法

非公開とする部分を分離する方法は、情報によって、個別具体的に判断するものであるが、おおむね、次の①又は②のとおりである。

- ① 文書、図画、あるいは電磁的記録を紙に出力した際に、非公開とする部分と公開する部分が同一ページに記載されている場合は、非公開とする部分を被覆したものを公開するものとする。
- ② 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の声が同時に録音されており、そのうち一部の発言内容のみに非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれている場合等では、非公開情報の部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、公開すべき部分を決定することとなる。

なお、電磁的記録について、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、第1項の「容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるとき」に該当しないため、部分公開ではなく、非公開となる。

第8条 存否に関する情報

第8条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

趣 旨

実施機関は、情報公開請求があった場合、通常は、当該請求対象情報が存在するか否かを明らかにした上で、公開決定等を行うこととなるが、本条は、その例外として、請求対象情報が存在するか否かを明らかにしない、存否応答拒否処分を行うことができる旨を定めたものである。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解 釈

- 1 「当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるき」とは、例えば、特定の個人が行政指導を受けた事実がわかる情報を請求された場合、公開決定又は非公開決定を行うことで、特定の個人が行政指導を受けた事実あるいは行政指導を受けていない事実などの非公開情報が判明することとなる場合をいう。
- 2 「当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせず拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運 用

◆ 運用上の注意点

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

実 例

◆ 個人に関する情報

特定の人物の氏名を含んだ、病院に入院していたときの診療報酬明細書の請求があった際、公開決定又は非公開決定を行うことにより、特定の人物が入院していたことの実事が判明してしまうため、存否応答拒否処分を行った。

◆ 行政執行情報

期間を特定した立入調査に関する情報の請求があった際、公開決定又は非公開決定を行うことにより、当該期間に立入検査を行うか否かが判明してしまうため、存否応答拒否処分を行った。

《参考判例（抜粋）》

◆ 特定の個人の氏名を記載した請求

「特定の個人の刑の執行の有無に関する情報が、当該個人を識別することのできる情報（個人識別情報）に当たり、情報公開法5条1号本文に該当することは明らかであるところ、仮に本件行政文書が存在している場合、そのことを前提に、同号本文により不開示としたのでは、結局のところ、原告が当時刑の執行を受けていたという情報を明らかにする結果となる。もちろん、本件行政文書が存在しなかった場合、これを保有していない旨の決定をすれば、その逆に原告が当時刑の執行を受けていなかったという情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求は、情報公開法8条所定の場合、すなわち、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに該当するから、本件行政文書の存否を明らかにしないで、これを拒否すべきものである。」

（文書不開示処分取消請求控訴事件 平成17年7月28日 大阪高等裁判所）

第9条 請求の方法

第9条 第5条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするときは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 情報を特定するために必要な事項
- (3) 情報の公開の請求の区分

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

趣 旨

本条は、情報公開請求する場合は、第1項各号に定める事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めるとともに、請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

解 釈

- 1 「情報を特定するために必要な事項」として、請求者が可能な限り詳細かつ具体的な情報の件名を明記することが望ましい。少なくとも、情報公開請求を受けた実施機関が、情報の内容を特定することができる程度の記載がされていることが必要である。そのため、実施機関は、情報を特定する上で必要な情報の提供に努めるものとする。

(例)「令和〇年度 〇〇に関する契約書」、「令和〇年度第〇回 〇〇審議会の会議録」

- 2 「情報の公開の請求の区分」とは、閲覧、視聴、写しの交付等の3つの区分をいう。請求者は、いずれかの区分を選択することができる。

なお、閲覧のみを選択した場合であっても、請求対象情報の一部を複写して交付することができる。

また、写しの交付等を選択した場合であっても、請求対象情報を閲覧して、必要でないと判断した

場合は、写しの交付等を受けないことができる。

- 3 「形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「情報を特定するために必要な事項」の記載に不備があり、請求対象情報を特定することができない場合等をいう。

なお、請求対象情報を作成、管理していない場合は「形式上の不備」には当たらない。こうした場合は、不存在であることを理由とした非公開決定を行うこととなる。

- 4 「相当の期間」とは、請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。

なお、相当の期間内に、請求者が補正に応じない場合は、相当の期間が経過した後、翌営業日に当該請求を却下する。

- 5 「補正の参考となる情報」とは、文書分類表等、請求者が情報を特定するために必要な情報をいい、実施機関は請求者に対して、当該情報を提供すべく努めなければならないことを定めたものである。請求者は、区の内部にどのような情報があるか明確に把握しがたいことから、「情報を特定するために必要な事項」を的確に記載することが困難な場合が多い。したがって、実施機関は文書分類表の案内等、情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。

運 用

◆ 請求書の提出方法

請求書の提出方法は、次のいずれかにより行う。

・ 窓口での提出

場所：区役所西棟2階（14番窓口） 情報管理課情報公開係

・ 郵送での提出

住所：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

提出先：杉並区役所情報管理課情報公開係

・FAXでの提出

FAX番号：03-3312-9912

提出先：杉並区役所情報管理課情報公開係

・電子申請（LoGoフォーム）での提出

申請方法：区公式ホームページ＞オンラインサービス＞電子申請が利用できる手続き

情報公開請求は、実施機関に対し、公開決定等の行政処分を法的に求める申請手続である。また、非公開決定等及び不作為に対しては、審査請求、行政訴訟に及ぶ可能性がある。このため、請求に係る事実関係を明らかにし、正確に手続を行うため、**電話又は口頭による請求は認めていない。**

なお、情報を入手したい者が請求書に自署することができない場合、受付で聞き取った入手したい情報を、請求者の同意を得た上で職員が代筆し、情報を入手したい者が内容を確認するものとする。

◆ 請求があった日の考え方

郵送、FAXによる請求の場合、当該請求書が実施機関に到達した日を請求があった日とする。電子申請による請求の場合、杉並区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年杉並区条例第31号）第3条第3項の規定に基づき、区の機関の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへ記録された日（電子申請された日）を、請求があった日とする。

なお、請求先の実施機関を誤って請求書を提出した場合、請求者に対して請求先が異なる旨を伝え、返戻するか又は正しい実施機関に補正するかのどちらかの措置を行うこととなる。この場合、請求があった日は正しい実施機関に到達した日とする。

◆ 情報を所管する課の役割

区民から情報を入手したい旨の相談を受けた場合、既にホームページ等で公表されている情報ではないか確認する。公表されていない情報であれば、区民が求めている情報を特定した上で、方針第5条第2項の規定に基づき、当該情報を所管する課において情報の提供で対応することができないか、検討しなければならない。仮に、情報の提供でも対応できない場合は、情報公開請求の手続で対応するため、情報公開制度の概要を請求者に伝えた上で、情報管理課情報公開係を案内する。

第10条 公開請求に対する決定等

- 第10条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。
- 3 前2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 公開請求に係る情報の一部を公開するとき又は全部を公開しないとき若しくは当該公開請求に係る情報を管理していないときは、公開決定等にその理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を明らかにしなければならない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により、第3項の期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

趣 旨

本条は、情報公開請求に対する決定等についてその内容を定めるとともに、情報の全部又は一部を公開しない場合等の理由の付記について定めている。

また、情報公開請求に対する公開決定等を行うべき標準処理期間及び延長可能な期間を定めている。

その他、非公開決定を行った情報が、期間の経過等何らかの状況の変化に伴い、非公開情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、その期日についても記載しなければならない旨を定めている。

解 釈

- 1 「（第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を管理していないときを含む。）」とは、全部を公開しない旨の決定に、存否応答拒否処分と情報の不存在も含まれることをいう。

なお、情報の不存在には、実際に存在しない場合と、条例の規定上そうしたものは存在しないという場合がある。前者は、請求対象情報自体を作成又は取得していない、あるいは既に廃棄したといった理由で存在しない**物理的不存在**をいう。後者は、実際には存在するものの条例第2条第2号の「情報」に該当しないため不存在とする**解釈上の不存在**をいう。

- 2 「公開決定等」とは、次の3種類をいう。

① **公開**

情報の全てが非公開情報に該当しない場合

② **一部公開**

情報の一部が非公開情報に該当し、かつ、部分公開が可能な場合

③ **非公開（不存在及び存否応答拒否を含む）**

情報の全てが非公開情報に該当する場合、情報の一部が非公開情報に該当し部分公開が不可能な場合、情報が存在しない場合又は情報の存否自体を明らかにしない場合

- 3 「やむを得ない理由」とは、おおむね、次のとおりである。

- ・ 請求対象情報の量が膨大であるため、検索、内容の確認に多くの時間を要し、公開、非公開等の判断に相当の日数を費やす場合
- ・ 請求対象情報に第三者に関する情報が含まれているため、第三者に意見書の提出を求めており、

短期間に公開、非公開等の判断を行うことが困難である場合

- ・ 年末年始等、長期にわたり公務を行わない期間が標準処理期間に含まれる場合
- ・ 天災等、緊急を要する業務の対応を行う必要があり、担当課の通常の業務を超えた事務の負担が生じた場合

運 用

◆ 決定期間の原則

情報公開請求書を受理した場合には、請求対象情報の公開の可否を、原則として請求書を受理した日の翌日から起算して**14日以内**に決定しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、請求書を受理した日の翌日から起算して**60日**を限度に決定期間を延長することができる。

しかし、あくまでも**決定期間の延長は、例外的な対応であり、実施機関による恣意的又は安易な適用を行わないことに注意し、かつ、必要最小限の期間にとどめなければならない。**

◆ 情報公開請求に係る考え方

1 請求対象情報

標準処理期間は、請求があった日の翌日から起算するため、請求があった日に作成した情報は請求対象情報に含まれる。

2 標準処理期間

請求があった日の翌日から起算して、14日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日から1月3日まで）に該当する場合は、杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第2条の規定により、その翌日までに決定する。

3 情報公開請求に対する決定等の通知

情報公開請求に対する決定等の通知は速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は135～140頁参照）。

◆ 情報管理課と情報を所管する課の役割

情報公開請求の受付は、情報管理課情報公関係で行っているが、当該部署はあくまでも各課に対する請求の補助執行を行っている窓口であり、情報を所管している部署ではない。よって、情報を所管する課は、一次的可否判断を行った上で、担当者印、係長級職員印、所管課長印の押印のある、公開、非公開等の意見を記載した意見書（書式は149頁参照）を提出しなければならない。その後、当該意見を踏まえて、情報管理課長は、可否決定を行い、請求者に通知しなければならない。

◆ 書面通知による理由付記

請求対象情報に非公開とする箇所がある場合又は当該情報を管理していない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、条例第6条第1項各号に規定する非公開情報のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。**

なお、非公開情報に該当するか否かの立証責任は、実施機関の側にあるため、過去の決定を漫然と採用することは許されず、非公開とする理由があるか否かを判断しなければならない。

《参考判例（抜粋）》

◆ 書面通知による理由付記

「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない。」

（警視庁情報非開示決定処分取消事件 平成4年12月10日 最高裁判所第一小法廷）

◆ 非公開情報に該当するか否かの立証責任

「開示請求に係る文書の全部又は一部に『公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関が認めることにつき相当の理由がある情報』があることについては、開示請求を受けた行政機関の長の側に立証責任があると解すべきである。」

（イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求控訴事件

令和元年8月21日 東京高等裁判所）

第11条 公開決定等の期限の特例

第11条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの情報について公開決定等をする期限

趣 旨

本条は、請求対象情報が著しく大量である場合における決定等の期限の特例を定めたものである。

解 釈

- 1 「公開請求に係る情報が著しく大量である」とは、請求を処理する部署において、決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする、当該部署の通常事務の遂行に著しい支障が生じるほどの量をいう。また、「著しく大量である」とは、請求対象情報の物理的な量とその審査等に要する事務量のほか、実施機関の事務体制、他の情報公開請求の処理に要する事務量、その他事務の繁忙等の状況を考慮して判断する。
- 2 「事務の執行に著しい支障」とは、当該請求の処理を担当する部署が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。
- 3 「相当の部分」とは、本項が請求対象情報について決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が60日以内に努力して処理することができる部分をいう。

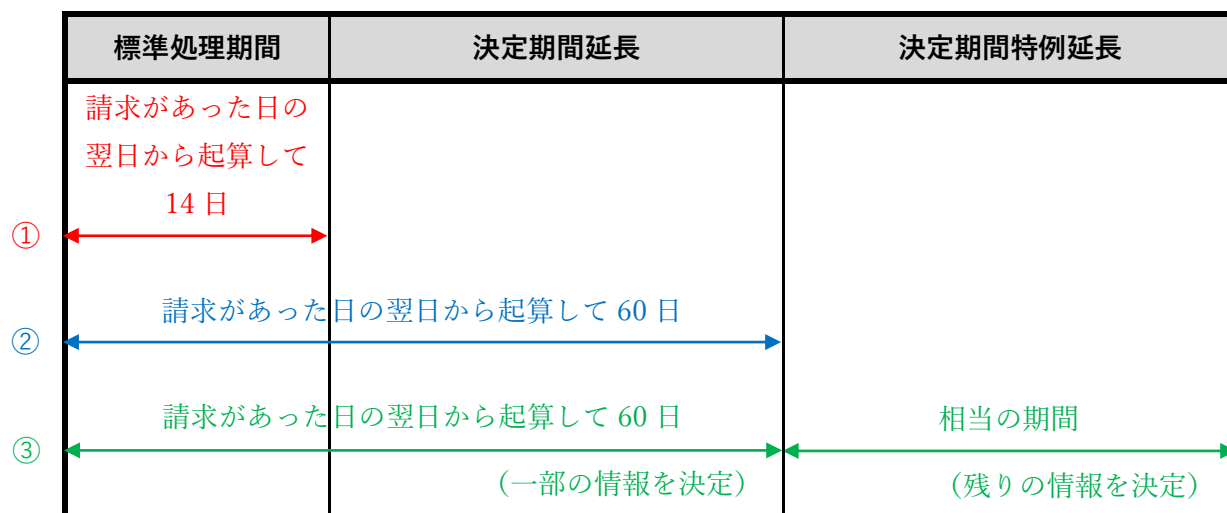
- 4 「残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる」とは、当該請求の処理を全てできない事情に鑑み、残りの情報の処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。
- なお、「相当の期間」とは、残りの情報について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。
- 5 「残りの情報について公開決定等をする期限」とは、最終的に請求対象情報の全てについて決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

運 用

◆ 決定等の期限の特例に係る運用上の注意点

決定等の期限の特例は、実施機関が誠実に努力し、標準処理期間及び条例第10条に基づく延長期間を経過しても、公開決定等を行うことができないと認められる際に適用されるが、その適用については慎重に判断しなければならない。

≪第10条及び第11条にて規定する決定するまでの期間（イメージ図）≫



- ◆ 原則として、請求があった日の翌日から起算して 14 日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①
- ◆ 標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 60 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②
- ◆ 請求があった日の翌日から起算して 60 日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

第12条 第三者保護に関する手続

第12条 実施機関は、公開請求に係る情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第14条及び第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

趣 旨

本条は、請求対象情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者の権利利益を保護し、公開の是非の判断の適正を期するために、公開決定等の前に当該第三者に対して意見書の提出の機会を与えること等を定めたものである。情報は、一度公開されてしまうと、公開決定を取り消す意味はなくなることから、第三者の意見を聴取する事前手続は重要である。

解 釈

- 1 「第三者に関する情報」とは、第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。
- 2 「公開請求に係る情報の表示」とは、請求対象情報の件名及び内容が該当する。

3 「その他規則で定める事項」とは、規則第5条第1項にて定められている次の内容をいう。

- ① 当該情報を管理することとなった年月日
- ② 第三者に関する情報の内容
- ③ その他必要な事項

運 用

◆ 条例に基づく意見照会の方法

条例に基づく意見照会の方法は、次のとおりとする（意見照会の流れは98頁参照）。

- ① 情報を所管する課は、情報管理課へ意見照会を行う情報を提出する。
- ② 情報管理課から意見照会先の第三者へ、回答期限を明示し、情報を郵送する。
- ③ ≪回答期限までに意見照会先の第三者から回答があった場合≫

回答を参考として、公開、非公開の判断を行う。

なお、**第三者からの反対意見書が提出されても、実施機関はそれに拘束されるものではない。**

公開、非公開の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が、条例第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当するか否かによって行われる。

≪回答期限までに意見照会先の第三者から回答がなかった場合≫

公開に反対の意思がないものとみなし、公開、非公開の判断を行う。

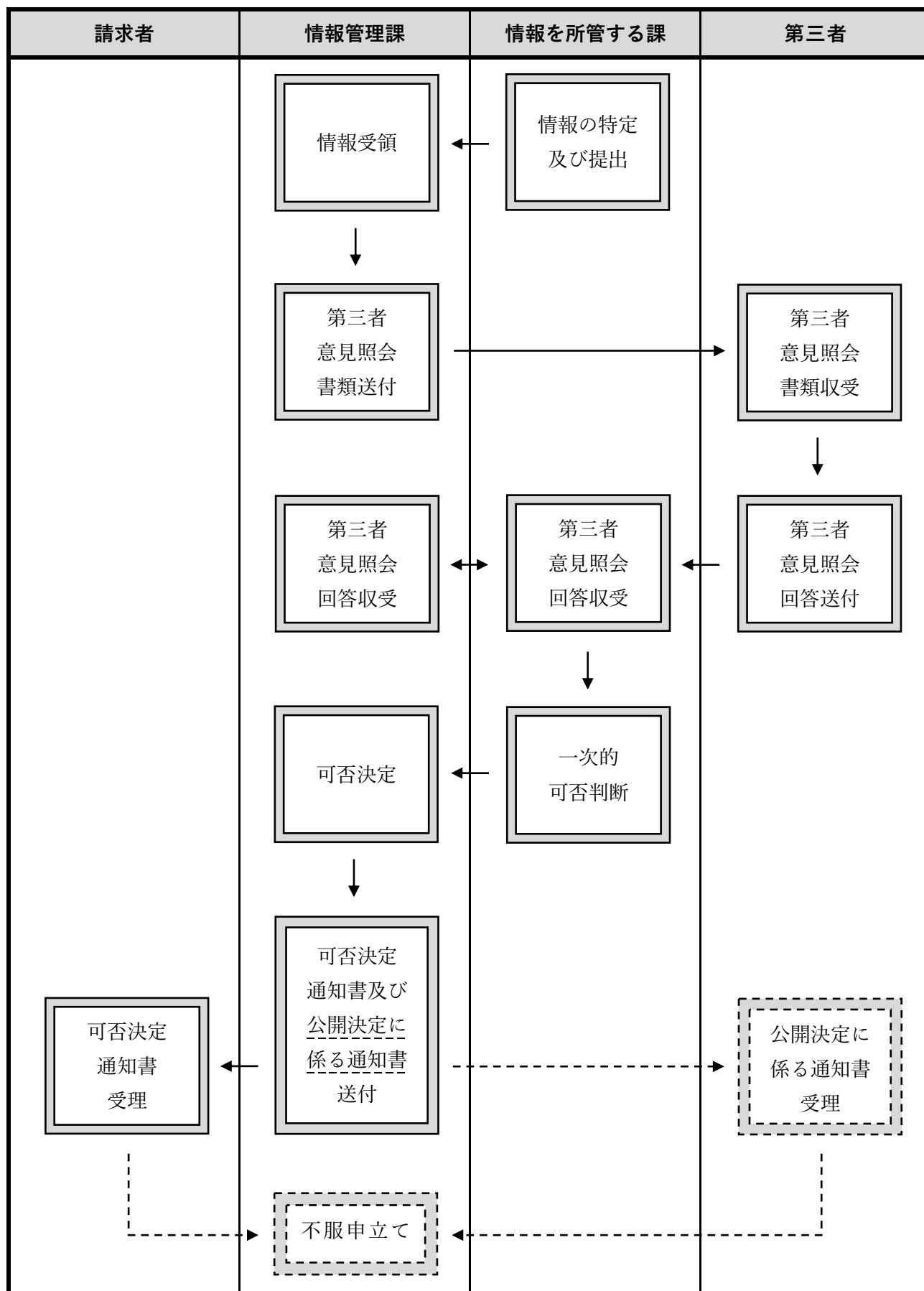
第三者から公開に反対の意思を表示した意見書が届いた場合、公開を実施する日、公開決定を行った旨及びその理由を記載した公開決定に係る通知書、並びに被覆処理済みの請求対象情報を当該第三者へ送付し、**公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。**この期間中に、決定に対する不服申立てに伴い、申立てによる執行停止又は職権による執行停止が決定されると、当該不服申立てに係る審査が終了するまでの間、請求者へ公開することはできない。

なお、意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられるが、できる限り実施機関の公開、非公開の判断に資するような情報の提供が望まれる。また、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

◆ 情報を所管する課による意見聴取

「◆ 条例に基づく意見照会の方法」以外に、情報を所管する課から第三者へ、直接意見を聴取することも可能である。この場合、本条第1項の規定による手続ではないため、本条第2項の規定による手続をとることはできない。そのため、本条第2項の規定による手続をとる場合には、条例に基づく意見照会によって対応する必要がある。

《条例に基づく意見照会の流れ（点線で示した箇所は、実施しない場合がある。）》



※ この手続とは別に、情報を所管する課が、直接第三者から意見を聴取することも可能である。

第13条 公開の方法

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公開決定に係る情報の公開をしなければならない。

2 情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 前項の視聴又は閲覧の方法による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由のあるときは、当該情報の写しにより公開することができる。

趣 旨

本条は、情報の全部又は一部の公開を決定した場合の、公開の方法を定めたものである。

解 釈

1 「速やかに当該公開決定に係る情報の公開をしなければならない」とは、公開の場合は、可否決定後すぐに、一部公開の場合は、非公開情報を被覆した請求対象情報の準備ができる可能な限り早い時期に、請求対象情報を公開しなければならないことをいう。

2 「電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して規則で定める方法により行う」とは、印刷物として出力したものの閲覧又は交付により公開するほか、DVDレコーダー等により再生したものの視聴や、光ディスク等による交付が容易な場合は、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により公開することをいう。

なお、ここでの「電磁的記録」とは、ビデオテープ及び録音テープに記録された電磁的記録を除くものをいう。ビデオテープ及び録音テープに記録された電磁的記録の場合は、視聴のみ可能である。また、請求対象情報に非公開情報が含まれている場合は、光ディスク等による交付が容易ではないため、印刷物として出力したものの閲覧又は交付により公開することとなる。

◆ 実施機関が管理している情報の形態ごとの公開方法の一覧

情報の形態	公開の方法
文書、図画又は写真	・ 原本の閲覧 ・ 写しの交付※
フィルム	・ 視聴 ・ 写しの交付※
電磁的記録 (ビデオテープ及び録音テープを除く)	・ 印刷物として出力したものの閲覧又は交付 ・ 電磁的記録の視聴又は光ディスク等に複製したものの交付 (ただし、非公開情報が含まれていない場合に限る)
ビデオテープ及び録音テープ	・ 視聴

※ 「写しの交付」とは、印刷物として出力したものを交付することをいい、光ディスク等電子記録媒体に複製したものを交付することは含まない。

運 用

◆ 合理的配慮※

職員は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の規定に基づき、障害のある方の求めに応じ、合理的配慮を行うものとする。例えば、目の不自由な方に対し、請求対象情報を交付する場合には、窓口にて記載内容の読み上げを行う等、適切な対応を行う必要がある。

※ 合理的配慮とは、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が過重でない範囲で対応することをいう。

第3章 救済の手続

第13条の2 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第13条の2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

趣 旨

本条は、公開決定等又は情報公開請求に係る不作為について、行服法に基づく審査請求があった場合の、審理員による審理手続は実施しないことを定めたものである。

運 用

◆ 行服法第9条第1項本文との関係

行服法に基づく審査請求においては、審理手続の公正性及び透明性を高めるため、処分に関与しない職員を、審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理する、審理員として指名することが行服法第9条第1項本文に規定されている。ただし、行服法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合は、同項本文の適用を除外することができるとされている。

区では、公開決定等又は情報公開請求に係る不作為について、請求者から審査請求があった場合、審査会により、公正、中立な立場から審査を行っている。このため、本条において、公開決定等又は情報公開請求に係る不作為への審査請求については、行服法第9条第1項本文に規定する審理員による審理手続の対象外としている。

第14条 審査会への諮問

第14条 この条例の規定による処分についての審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該審査請求について裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

趣 旨

本条は、公開決定等について、行服法に基づく審査請求があつた場合の審査会への諮問の手続を定めたものである。

解 釈

1 「審査請求が不適法であり、却下する場合」（第1号）の意味

本号に該当する事例は次のとおりであるが、これは、第三者の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであって、諮問を必要としないこととしている。

- ① **審査請求が審査請求期間（原則として、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内。行服法第18条参照。）の経過後にされ、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。**
- ② **審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。**
- ③ **存在しない処分についての審査請求であるとき。**
- ④ **審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないとき（行服法第23条及び24条参照）。**

- 2 「公開決定等（公開請求に係る対象情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）」
（第2号）の意味

- ① 本号は、審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。
- ② 「公開決定等を取り消し」とは、非公開とした判断が違法又は不当であり、公開が相当であることを理由として、非公開決定を取り消す場合を意味する。
- ③ 「公開決定等を変更し」とは、非公開とした判断が違法性又は不当性はないが、事情変更等により、原処分を公開する旨の決定に変更する場合を意味する。
- ④ 「審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合」とは、請求者が審査請求の対象とした情報の全部を公開することを意味する。

そのため、請求者が対象情報の非公開部分の全てに対し審査請求を行っている場合は、対象情報の全部を公開することを意味するが、非公開とされた対象情報のうち一部についてのみ審査請求を行っている場合には、当該部分の全てについて公開することとする場合を意味するため、審査請求において、公開すべき非公開部分として言及がない被覆箇所についてまで、公開することを意味するものではない。

- ⑤ 「当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く」とは、条例第12条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、対象情報の公開について当該第三者から反対の意思を表示した意見書が提出されている場合には、情報を公開することが当該第三者の利益を害するおそれがあることから審査会の答申を踏まえることが適当であり、例外として諮問しなければならないこととしている。

運 用

◆ 審査会への諮問及び審査会の審議を経た裁決について

- 1 条例において、請求者が実施機関の公開決定等に不服がある場合、当該決定について審議するための公正な機関（第三者による審査機関）が確立されている必要がある。そこで、公平で客観的かつ統一的な判断を行うため、区長の附属機関として、審査会を設置している。

公開決定等又は情報公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査庁は、本条第1号又は第2号に該当するとき以外は審査会に諮問しなければならない。

- 2 審査庁は、不服審査における公正性を担保するため、学識経験者等により構成される公平な第三者機関である審査会に諮問をし、当該審査会の審議を経て、審査請求の裁決をしなければならない。

- 3 審査請求に対する裁決は、対象情報の公開を求める区民の権利を保障する観点から、応答処分を迅速に行うことが必要である。

そのため、行服法において、審査請求が簡易迅速かつ公正な手續により国民の権利利益の救済を図る趣旨の制度である観点から、審理期間の目安として**標準審理期間**を定めるよう努めることが規定されている。

杉並区において、条例の規定による処分に係る**標準審理期間**は、審査請求書が到達してから4か月とする。ただし、次の①から③までに掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- ① 審査請求に不備がある場合の補正に要する期間（審査請求書の記載項目が不足している場合の補正に要する期間等）
- ② 審査庁となるべき行政庁の責めに属さない事項によって審理に要する期間（審査請求人が反論書を作成している期間や、審査請求人又は参加人からの申出による口頭意見陳述の実施に要する期間等）
- ③ 審査会における審議及び手續に要する期間（審査会への諮問後、答申に至るまでの期間等）

なお、標準審理期間とは、通常要すべき標準的な審理期間の目安として定められているものであり、実際の審理期間は審査請求の内容等により変動する可能性があることに留意が必要である。

第15条 諮問をした旨の通知

第15条 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

趣 旨

本条は、審査庁が審査会に諮問した場合、その旨を審査請求人等の関係者に通知することを審査庁に義務付けたものである。

解 釈

- 1 「参加人」とは、行服法第13条の規定により、申請に基づき又は職権で審査請求に係る手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。
- 2 第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定であり、「請求者」とは、情報公開請求を行った請求者のことをいう。情報公開請求に係る審査請求は、非公開決定に対し、請求者が当該決定の取消しを求めて提起するものが多いが、第三者に関する情報が記録された対象情報について公開決定がされる場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める審査請求を起こすこともある。この場合、審査請求人である第三者には、本条第1号の規定により諮問をした旨が通知され、情報公開請求を行った請求者には、本条第2号の規定により諮問をした旨の通知がされる。
なお、請求者が審査請求を行い、又は審査請求に参加していれば、本条第1号で通知される。

- 3 本条第3号の規定は、条例第12条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。
- 本規定は、情報公開請求を行った請求者が、実施機関による、第三者の反対意見書に基づく非公開決定又は部分公開決定（第三者が反対意見書で反対の意思を示した部分を非公開とした決定）を受け、その取消しを求める審査請求をした場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである当該第三者（反対意見書を提出した当該第三者）に参加人として参加する機会を与えるためのものである。

運 用

◆ 審査会へ諮問をした際の通知

- 1 審査庁から審査会への諮問の通知は、審査請求人、参加人又は反対意見書を提出した第三者にとって、審査会への意見陳述、意見書又は資料の提出がはじめて可能となる契機である。したがって、審査請求人等にとっては、いつ諮問が行われたかを知ることは重要である。また、諮問の通知を義務付けることによって、当該事案が諮問されないまま留め置かれることを防止する効果もある。そこで、審査庁に対し、審査会に諮問した場合は、審査請求人等にその旨を通知することを義務付けたものである。
- 2 本条により通知すべき対象者は、本条第1号から第3号までに掲げるものであるが、このうち本条第1号の審査請求人には、情報公開請求を行った請求者本人のほか、請求者への公開決定又は部分公開決定について、対象情報が公開されることに対して利害関係にあることから審査請求をした第三者（自らの情報が公開される決定に対して取消しを求める審査請求を提起した第三者）が含まれる。

第16条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第16条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

趣 旨

本条は、公開に反対の意思を有する第三者の審査請求を却下又は棄却する場合及び第三者の意に反して公開すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を保障するため定めたものである。

解 釈

- 1 本条第1号は、公開決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合である。

処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害されたものを行うことができるものと解されており、非公開決定等を受けた請求者に限らず、公開される対象情報に含まれている第三者であって、当該情報が公開されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。

- 2 本条第2号は、審査請求を受けた審査庁が、対象情報の非公開決定又は部分公開決定に対して、審査請求に参加している第三者の意に反して公開する旨の裁決をする場合である。

第三者が参加人として、審査請求に係る手続において、審査庁又は審査会に対し、対象情報の公開に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合に適用される。

したがって、原処分（審査請求対象となっている情報公開請求に対する処分）を行う過程で、第三

者が反対意見書を提出している場合であっても、当該第三者が参加人として審査請求に係る手続に参加していないときは、本条の適用はない。

運 用

- 1 第三者が審査請求を行う場合、行服法は処分の実行停止の原則を採用していないので（行服法第25条参照）、当該第三者は、審査請求と同時に公開決定の実行停止の申立てをする必要が生じる。この場合において、審査庁は、実行停止が必要と判断した場合、公開決定の実行停止を行う。

- 2 第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決がなされ、直ちに公開が実施されると、当該第三者は公開決定に対する取消訴訟を提起する機会を失うことになる。したがって、裁決と公開の実施をする日との間に一定の期間を置く必要がある。

同様に、対象情報の非公開決定に対し、請求者が審査請求を提起し、当該決定を変更又は取り消す旨の裁決がなされた場合においても、裁決と公開の実施をする日との間に一定の期間を置く必要がある。

- 3 本条各号のいずれかに該当する場合には、条例第12条第2項と同様に、公開を実施する日までに少なくとも2週間の期間を置くとともに、決定後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び公開を実施する日を書面により通知しなければならない（詳細は96頁参照）。

なお、条例第12条第2項中「公開決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生じるので、当該決定の日は、審査請求人に送達された日と解される（行服法第51条参照）。

第4章 情報公開の総合的な推進

第17条 情報の公表及び提供

第17条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

趣 旨

本条は、情報公開の総合的な推進に関する区の基本的な責務について定めたものである。透明性の高い区政を実現するため、また、区民が区政に参画するために必要となる情報を容易に入手できるよう、情報の公表及び提供に努めなければならない（詳細は「2 情報の公表及び提供に関する方針」（11～18頁）参照）。

解 釈

- 1 「情報の公表」とは、各課が保有する区政に関する情報を、非公開情報を除き、公表しなければならないことをいう。公表する情報は、方針第3条各号に規定する情報とする。
- 2 「情報の提供」とは、区が保有する情報を、情報を所管する課が自らの裁量によって提供することを含むことをいう。

第18条 出資法人等及び区の施設の指定管理者の情報公開

- 第18条 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのつとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。

趣 旨

本条は、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、条例の趣旨にのつとり情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努める旨を定めたものである。

解 釈

- 1 「区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの」とは、規則別表第1（174頁参照）に掲げる出資法人等をいう。
- 2 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者が、条例の趣旨にのつとり、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者の情報公開に関する内部規程を設ける等、保有する情報を公開するための制度を整えることをいう。
- 3 「指導する」とは、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、情報公開を行うための制度を整えるよう指導するほか、本条例を参考として示し、情報公開を行うために必要な助言等を行うことをいう。

第 5 章 雑則

第19条 手数料等

第19条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく情報の写しの交付等に要する費用は、請求者の負担とする。

趣 旨

本条は、情報の公開に係る事務手数料の負担について定めたものである。

解 釈

「情報の写しの交付等に要する費用」とは、規則別表第2（174頁参照）で定める費用だけでなく、郵送対応時の郵送料等も含む。ただし、情報公開請求に係る手数料及び公開の方法のうち**閲覧並びに視聴**に係る費用は、無料とする。

≪情報の写しの交付等に要する費用（郵送等に係る費用を除く）≫

公開の方法	記録媒体の種別	金額
写しの交付等	文書、図画及び写真	単色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき10円
	フィルム	単色刷り A 3 判を超え A 2 判以下のもの及び多色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき50円
	光ディスク	1 枚につき400円

※ 規則別表第2による

運 用

◆ 郵送による写しの交付

請求者からの希望があれば、請求対象情報の写しを、郵送で交付することができる。ただし、請求者は、請求対象情報を直接確認した上で交付を受けることができないため、請求者が郵送による写しの交付を希望する場合は、請求者にとって不要な情報が含まれていたとしても、返金等の対応ができないことをあらかじめ伝える必要がある。

なお、郵送による写しの交付の方法は、次のとおりとする。

- ① 可否決定通知書を郵送する際、複写費用及び送付費用を記載した通知を同封する。

なお、可否決定通知書を郵送した後に、郵送による写しの交付の希望があった場合は、別途、複写費用及び送付費用を記載した通知を郵送する。

- ② 請求者から複写費用及び送付費用が返送され次第、請求対象情報の写しを郵送する。

◆ 費用の徴収

写しの交付等に要する費用は、情報管理課情報公開係で徴収する。

第20条 他法令との調整等

第20条 他の法令で定める手続により実施機関に対して情報の閲覧、写しの交付その他これらに類する請求ができる場合には、その定めるところによる。

2 この条例は、実施機関が管理する施設において区民の利用に供することを目的とする図書、図画等については、適用しない。

趣 旨

本条は、他の法令の規定により何人にも情報を公開することとされている情報、また、区立図書館や区政資料室等、実施機関が管理する施設において閲覧、利用等を行うことができる情報には、条例を適用しないことを規定している。これは、他の法令の規定により、何人にも情報を公開している場合には、そもそも条例により公開する必要性は乏しいことから、条例を適用しないこととしたものである。

第21条 情報の管理

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

趣 旨

本条は、情報公開請求の円滑な運用を図るため、実施機関の情報を適正に管理する責務を定めたものである。

情報公開請求の円滑な運用を図るためには、情報の適正な管理が不可欠である。区は、杉並区文書等管理規程（平成15年杉並区訓令甲第30号）に基づき、総合文書管理システム等を活用して情報管理を徹底し、杉並区文書等保存年限基準（平成15年11月17日杉並第2714号）に基づき、保存年限満了前の廃棄を防ぐとともに、適切に整理及び保存することで紛失等の事態が生じることのないようにしなければならない。

また、職員は、起案文書や資料等は、意思決定を行うための内部資料としてだけでなく、区民が閲覧できる情報であるとの認識に立って、作成しなければならない。文書の作成に当たっては、「**公用文作成の考え方（建議）**」（文化審議会、令和4年1月）や「**文書事務の手引**」（総務課作成）に基づき、正確かつ簡明に作成することが必要である。さらには、「**文書の取扱い指針（意思形成過程編）**」（総務課作成）等に従い、政策決定の結果だけでなく意思決定の過程を含めた記録を適切に作成することにより、説明責任を果たさなければならない。

第22条 検索資料の作成等

第22条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

趣 旨

本条は、情報公開の適正かつ円滑な推進に寄与するため、実施機関において保有する情報の件名及び内容等が容易に把握できる資料を作成し、一般の利用に供することを定めたものである。

運 用

情報の検索に必要な資料として、文書分類表を区政資料室に備え付けるとともに、区公式ホームページへの掲載等の方法により、広く区民等の利用に供するものとする。

第23条 運用状況の公表

第23条 区長は、毎年1回以上、この条例の規定による情報の公開の運用状況を公表しなければならない。

趣 旨

本条は、情報公開請求の適正な運用を期するため、区長に対し、毎年1回以上実施機関の情報公開請求の運用状況を取りまとめ、公表することを義務付けたものである。

運 用

◆ 公表の方法及び事項

公表の方法は、広報紙及び区公式ホームページ等への掲載により行う。公表する事項は、以下のとおりとする。

- ① 情報公開請求の件数、可否決定状況等
- ② 情報公開請求の内容及び処理状況
- ③ 前2項のほか、区長が必要と認める事項

なお、運用状況については、上記のとおり公表を行うほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に対し報告を行う。

第24条 委任

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣 旨

本条は、条例の施行上必要な事項の制定を区長に委任することを定めたものである。

附則

附則

附 則

- 1 この条例は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 この条例は、昭和62年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、同年3月31日以前に作成し、又は取得した情報については、整理の完了したものから適用する。

附 則（平成13年3月7日条例第11号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第15条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第28号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年3月13日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の杉並区情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分（新情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。）の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第2条の規定による改正前の杉並区情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定による処分（旧情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。）についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

趣 旨

附則は、条例の施行日、条例の改正に伴う経過措置について規定したものである。

3 - 3 様式集

第 1 号様式（第 3 条関係）

情 報 公 開 請 求 書 請求日 年 月 日 請求先 請求者 住 所 氏 名 連絡先 ※ 事務所等を有する個人にあつては、所在地・氏名・連絡 先法人その他の団体にあつては、名称・代表者の氏名・所 在地・連絡先 杉並区情報公開条例第 9 条の規定に基づき、次のとおり情報の公開を請求します。	
1 情報を特定する ために必要な事項 ※情報の件名を書いて ください。 情報の件名が分から ない場合は、なるべく 具体的に情報の内容 を書いてください。	
2 請求の区分	閲 覧 ・ 視 聴 ・ 写しの交付等
3 備考	

第2号様式（第4条関係）

可否決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
実施機関名 印	
年 月 日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。	
1 情報の件名	
2 決定の区分	
3 公開する日時・場所	
4 公開することができない理由	
5 公開できる予定	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第4条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書 第 号 年 月 日 様 実施機関名 印 年 月 日に請求のありました情報の公開については、次のとおり期間内に決定 することができないため、杉並区情報公開条例第10条第5項の規定に基づき、決定期間 を延長したので通知します。	
1 情報の件名	
2 延長の理由	
3 杉並区情報公開条例第 10条第3項の規定によ る決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
4 延長後の決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

第4号様式（第4条関係）

決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書 第 号 年 月 日 様 実施機関名 印 年 月 日に請求のありました情報の公開については、次のとおり期間内に決定 することができないため、杉並区情報公開条例第11条の規定に基づき、決定期間を延長 したので通知します。	
1 情報の件名	
2 延長の理由	
3 杉並区情報公開条例第 10条第3項の規定によ る決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
4 延長後の決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
5 上記期間内に決定する 部分	
6 残りの情報について公 開決定等をする期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日 第 年 月 日 意見照会書 様 実施機関名 印 杉並区情報公開条例第5条の規定に基づき、次に掲げる情報について公開請求がありました。 本件公開請求に係る情報の公開決定等についてご意見があれば、別紙「公開決定に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。	
1 公開請求に係る情報の 件名及び作成・取得 年月日	
2 情報の内容	
3 備考	

別紙

公 開 決 定 に 係 る 意 見 書 年 月 日 実施機関 宛 住 所 氏 名 連絡先 ※ 事業所等を有する個人にあつては所在地・氏名・連絡先、 法人その他の団体にあつては名称・代表者の氏名・所在地・ 連絡先 年 月 日付け 第 号で照会のあつた件につき、次のとおり回答します。		
1 情報の件名		
2 公開決定に対する 反対意思の有無	有	無
3 意見（公開決定に反 対する理由）		

第 6 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号 公開決定に係る通知書 様 実施機関名 印 年 月 日付けの に関する情報の公開請求について、杉並区情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり情報を公開することを決定したので通知します。	
1 情報の件名	
2 公開決定の理由	
3 公開する日時・場所	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、
に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起

3-3 様式集

算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、
となり
ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対す
る裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求
に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすること
や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3－4 關係書式集

情報公開請求に対し、下記の意見等を情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

情 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

意見書

年 月 日付けで依頼のあった情報公開請求に対する意見等について、下記により提出します。

記

①情報の名称

上記情報の公開等について、該当するものを丸で囲んでください。

※①以外は非公開理由を記入してください。

①公開 ②一部公開 ③非公開 ④不存在 ⑤存否応答拒否

【非公開理由】

情報公開請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を 情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

情 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

情報公開請求に伴う決定期間延長連絡票

杉並区情報公開条例第9条に基づく情報公開請求に対し、杉並区情報公開条例第10条第3項の規定により、請求の翌日から起算して14日以内に公開の可否について決定し、速やかに通知することとなっていますが、下記理由により、杉並区情報公開条例第10条第5項の規定に基づく決定期間の延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区情報公開条例第10条第3項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

5 担 当 者

課 担当 内線

情報公開請求に対し、下記の理由により決定期間の延長依頼を 情報管理課長あてに提出したい。	確	課 長	係 長	処理者
	認			

情 第 号
年 月 日

情報管理課長 宛

課長

情報公開請求に伴う決定期間延長連絡票（公開決定等の期限の特例）

杉並区情報公開条例第9条に基づく情報公開請求に対し、 年 月 日付で、杉並区情報公開条例第10条第5項の規定に基づく期間の延長を依頼しましたが、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、下記理由により、杉並区情報公開条例第11条の規定に基づく決定期間の特例延長を依頼します。

記

1 請求情報の件名

2 延長の理由

3 杉並区情報公開条例第10条第3項の規定による決定期限

年 月 日 ()

4 杉並区情報公開条例第10条第5項の規定による決定期限

年 月 日 ()

5 情報公開係へ提出できる日

年 月 日 ()

6 担 当 者

課 担当 内線

取下書

年 月 日

杉並区長 あて

(請求者)
住所
氏名

年 月 日に行った以下の情報公開請求を取り下げます。

請求対象情報

杉並第 号
年 月 日

様

実施機関名



情報公開請求書の補正について

年 月 日付けであなたが申請した情報公開請求は、下記の理由による不備があるため、杉並区情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第2項の規定により補正を求めますので、年 月 日までに補正書を提出してください。

記

条例第9条第1項第2号の規定により、情報公開請求書には、「」を記載しなければなりません。

あなたが提出した情報公開請求書には、「」の記載がないため、補正書に記載してください。

<提出先・問合せ先>

〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区役所政策経営部情報管理課情報公開係

TEL：3312-2111（代表）

補正書（ひな形）

※ この「補正書（ひな形）」を参考にして、補正書を作成してください。

年 月 日

実施機関 宛

（請求者）
住所
氏名

補正書

年 月 日付けで申請した情報公開請求について、年 月 日付けで補正を求められた事項を下記のとおり補正します。

記

杉並区 第 号
年 月 日

様

実施機関名



情報公開請求の却下について

年 月 日付けであなたが申請した情報公開請求は、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 情報公開請求書に記載された「情報を特定するために必要な事項」

2 却下の理由

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、 となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3－4 関係書式集

※ この通知についてのお問合せは、政策経営部情報管理課情報公関係へ。
電話 3312－2111（代表）

4 關係例規等

杉並区情報公開条例

昭和61年12月 1 日
条例第38号

〔注〕平成19年 6 月から改正経過を注記した。

改正	平成13年 3 月 7 日 条例第11号	平成17年 3 月18日 条例第 5 号
	平成19年 6 月29日 条例第28号	平成27年 3 月13日 条例第 2 号
	平成28年 3 月16日 条例第10号	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 情報の公開（第 5 条—第13条）
- 第 3 章 救済の手續（第13条の 2 —第16条）
- 第 4 章 情報公開の総合的な推進（第17条・第18条）
- 第 5 章 雑則（第19条—第24条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、情報の公開を求める区民の権利と、区が区政に関し区民に説明する責務とを明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、区民の知る権利を保障し、もつて区民の区政への参加を推進し、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- （2） 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理しているものをいう。
- （3） 情報の公開 実施機関が、この条例の規定に基づき、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しの交付等を行うことをいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、情報の公開を求める区民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、当該情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第 2 章 情報の公開

4 関係例規等

(請求権者)

第5条 何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

(情報の原則公開)

第6条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法令の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報であつて、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は不当な事業活動に関する情報であつて、区民生活に支障が生ずるおそれがあるため、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが特に公益上必要と認められるもの

(4) 取締り、立入調査、選考、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報であつて、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 区の内部又は区と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

2 実施機関は、期間の経過により、前項の規定により公開しないこととされた情報が同項各号

のいずれにも該当しなくなつた後に、新たに当該情報の公開の請求があつた場合には、当該請求に応じなければならない。

一部改正〔平成19年条例28号・27年2号〕

（情報の部分公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条第1項各号の規定により公開しないこととする情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている場合において、当該非公開情報の記録部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないこととする情報の記録部分を除いて公開しなければならない。

2 公開の請求に係る情報に前条第1項第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（存否に関する情報）

第8条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

（請求の方法）

第9条 第5条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするときは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- （2） 情報を特定するために必要な事項
- （3） 情報の公開の請求の区分

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

3 前2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 公開請求に係る情報の一部を公開するとき又は全部を公開しないとき若しくは当該公開請求に係る情報を管理していないときは、公開決定等にその理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できると

4 関係例規等

きは、その期日を明らかにしなければならない。

- 5 実施機関は、やむを得ない理由により、第3項の期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該公開請求があつた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第11条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの情報について公開決定等をする期限

（第三者保護に関する手続）

第12条 実施機関は、公開請求に係る情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第14条及び第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の方法）

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公開決定に係る情報の公開をしなければならない。

- 2 情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して規則で定める方法により行う。
- 3 前項の視聴又は閲覧の方法による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由のあるときは、当該情報の写しにより公開することができる。

第3章 救済の手続

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第13条の2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例10号〕

（審査会への諮問）

第14条 この条例の規定による処分についての審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、当該審査請求について裁決をしなければならない。

- （１） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （２） 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

一部改正〔平成28年条例10号〕

（諮問をした旨の通知）

第15条 前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （１） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （２） 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （３） 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成28年条例10号〕

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に準用する。

- （１） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （２） 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

一部改正〔平成28年条例10号〕

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報の公表及び提供）

第17条 区は、情報の公表及び提供の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が速やかに、かつ、容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

（出資法人等及び公の施設の指定管理者の情報公開）

第18条 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前2項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。

4 関係例規等

第5章 雑則

(手数料等)

第19条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく情報の写しの交付等に要する費用は、請求者の負担とする。

(他法令との調整等)

第20条 他の法令で定める手続により実施機関に対して情報の閲覧、写しの交付その他これらに類する請求ができる場合には、その定めるところによる。

2 この条例は、実施機関が管理する施設において区民の利用に供することを目的とする図書、図画等については、適用しない。

(情報の管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第23条 区長は、毎年1回以上、この条例の規定による情報の公開の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

2 この条例は、昭和62年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、同年3月31日以前に作成し、又は取得した情報については、整理の完了したものから適用する。

附 則（平成13年3月7日条例第11号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第15条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第28号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年3月13日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第2条の規定による改正後の杉並区情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分（新情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。）の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた第2条の規定による改正前の杉並区情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定による処分（旧情報公開条例第9条第1項に規定する公開請求

に係る不作為を含む。附則第4項において同じ。) についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

4 関係例規等

杉並区情報公開条例施行規則

昭和62年 3 月 27 日

規則第26号

〔注〕平成18年 3 月から改正経過を注記した。

改正	平成12年 3 月 16 日規則第11号	平成13年 9 月 28 日規則第116号
	平成15年 3 月 18 日規則第11号	平成17年 3 月 28 日規則第 7 号
	平成18年 3 月 31 日規則第59号	平成23年 3 月 25 日規則第11号
	平成24年 3 月 30 日規則第26号	平成25年 3 月 29 日規則第36号
	平成27年 3 月 31 日規則第30号	平成28年 2 月 16 日規則第 8 号
	平成30年 3 月 30 日規則第24号	令和 3 年 4 月 1 日規則第47号

（目的）

第 1 条 この規則は、杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（情報公開請求書）

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する請求書は、情報公開請求書（第 1 号様式）とする。

（可否決定通知書等）

第 4 条 条例第10条第 1 項及び第 2 項に規定する通知は、可否決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

2 条例第10条第 5 項に規定する通知は、決定期間延長通知書（第 3 号様式）によるものとする。

3 条例第11条に規定する通知は、決定期間特例延長通知書（第 4 号様式）によるものとする。

（第三者保護に関する手続）

第 5 条 条例第12条第 1 項に規定する規則で定める事項は、当該情報を管理することとなつた年月日、区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報の内容その他必要な事項とする。

2 実施機関は、条例第12条第 1 項の規定により、第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第 5 号様式）により通知する。

3 実施機関は、条例第12条第 2 項の規定により第三者から反対意見書が提出された場合において、公開決定をしたときは、直ちに公開決定に係る通知書（第 6 号様式）により当該第三者に通知するものとする。

（公開の方式）

第 6 条 条例第13条第 1 項に規定する情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第13条第 2 項の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープに記録された電磁的記録を除く。以下次項において同じ。）を公開する規則で定める方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

3 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を処理装置若しくは専用機器により再生したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により公開を行うことができる。

4 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、視聴により行う。

一部改正〔平成30年規則24号〕

(出資法人等)

第7条 条例第18条第1項に規定する出資法人等は、別表第1のとおりとする。

(写しの交付等に係る費用)

第8条 条例第19条第2項に規定する写しの交付等に要する費用は、別表第2のとおりとする。

(運用状況の公表)

第9条 条例第23条に規定する運用状況の公表は、区の広報紙等により行うものとする。

2 前項に規定する公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 情報の公開の請求の状況

(2) 前号に規定する請求に対する可否の決定の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日規則第11号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区情報公開条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成13年9月28日規則第116号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第59号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第26号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第30号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4 関係例規等

附 則（平成30年 3 月30日規則第24号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 7 条関係）

一般財団法人杉並区交流協会
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
公益社団法人杉並区シルバー人材センター
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
公益社団法人杉並区成年後見センター

一部改正〔平成18年規則59号・23年11号・24年26号・25年36号・27年30号・令和 3 年 47号〕

別表第 2 （第 8 条関係）

公開の方法	記録媒体の種別	金額
写しの交付等	文書、図画及び写真	単色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき10円
	フィルム	単色刷り A 3 判を超え A 2 判以下のもの及び多色 刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき50円
	光ディスク	1 枚につき400円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を 1 枚として算定する。
- 2 請求者の用紙及び電磁的記録媒体の持参は認めないものとする。

一部改正〔平成30年規則24号〕

第 1 号様式

（第 3 条関係）

第 2 号様式

（第 4 条関係）

全部改正〔平成28年規則 8 号〕

第 3 号様式

（第 4 条関係）

第 4 号様式

（第 4 条関係）

第 5 号様式

（第 5 条関係）

一部改正〔平成30年規則24号〕

第 6 号様式

（第 5 条関係）

全部改正〔平成28年規則 8 号〕

4 関係例規等

杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例

昭和61年12月 1 日
条例第40号

〔注〕平成28年 3 月から改正経過を注記した。

改正	平成13年 3 月 7 日条例第11号	平成15年12月 8 日条例第40号
	平成17年 3 月18日条例第 6 号	平成28年 3 月16日条例第10号
	平成28年 3 月16日条例第11号	令和 5 年 3 月15日条例第 6 号

(設置等)

第1条 次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問

2 前項第2号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第7条から第10条の2まで（第10条第5項及び第6項を除く。）の規定は、適用しない。

全部改正〔令和5年条例6号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (2) 決定等 杉並区情報公開条例第10条第3項に規定する公開決定等をいう。
- (3) 情報 杉並区情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。

一部改正〔令和5年条例6号〕

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもつて組織する。

- 2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

(定足数)

第6条 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、決定等に係る情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成28年条例10号〕

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により意見を述べる審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

一部改正〔平成28年条例10号〕

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成28年条例10号〕

（提出資料の閲覧等）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

5 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

6 前2項に規定する交付に要する費用は、当該交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とす

4 関係例規等

る。

一部改正〔平成28年条例10号・令和5年6号〕

(答申書の送付等)

第10条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

追加〔平成28年条例10号〕

(会議の非公開)

第11条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員以外の者の費用弁償等)

第12条の2 第7条第4項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対しては、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の規定の例により、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償のほか、鑑定料その他特に必要な経費については、その実費を弁償することができる。

追加〔平成28年条例10号〕

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成28年条例11号〕

附 則

この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月7日条例第11号）抄

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月8日条例第40号）抄

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第6号）抄

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

4 第4条の規定による改正後の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、施行日以後にされた新情報公開条例の規定による処分及び新個人情報保護条例の規定による処分についての新行政不服審査法の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされた旧情報公開条例の規定による処分及び旧個人情報保護条例の規定による処分についての旧行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月16日条例第11号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日条例第 6 号）抄

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項、第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 2 項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
（1）～（3） （略）
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第 18 条、第 19 条、第 20 条又は第 21 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。
- 10 附則第 4 項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4 関係例規等

杉並区区政資料複写取扱要綱

昭和62年 3 月 31 日

杉企情発第70号

改正	昭和63年 9 月 17 日杉企情発第50号	平成 2 年 6 月 28 日杉企情発第33号
	平成 3 年 3 月 28 日杉企情発第92号	平成 8 年 3 月 28 日杉企情発第141号
	平成13年 9 月 28 日杉政総発第2049号	令和 6 年 3 月 1 日杉並第63922号

(目的)

第1条 この要綱は、区政資料の複写サービスの取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区政資料 区において管理する情報（杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する情報をいう。）をいう。
- (2) 複写サービス 区民等からの要望に応じて、区において管理する電子複写機、乾式複写機等の複写機又は電磁的記録の処理装置により区政資料を複写し、複写したものを交付することをいう。ただし、条例第13条第2項の規定による写しの交付等を除く。

(複写の禁止)

第3条 課（杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号。以下「会計事務規則」という。）第2条第1号に規定する課をいう。以下同じ。）の長は、区民等から法令等により複写ができない区政資料への複写サービスの申出があったときは、これを拒否する。

(実施場所)

第4条 複写サービスは、原則として当該区政資料を管理している課において行う。

(費用)

第5条 複写サービスに要する費用は、当該複写サービスを受けた者の負担とする。ただし、区民等は無償で提供する必要があるものを交付する場合は、無料とする。

2 複写サービスに要する費用は、次の各号に掲げる交付する写しの用紙の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、用紙の両面に印刷された区政資料については、片面を1枚として算定する。

- (1) 交付する写しの用紙が単色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき10円
- (2) 交付する写しの用紙が単色刷り A 3 判を越え A 2 判以下のもの及び多色刷り A 3 判以下のもの 1 枚につき50円

3 前項に定めるもののほか、光ディスクにより写しを交付する場合における複写サービスに要する費用は、光ディスク 1 枚につき400円とする。

4 課の長は、前2項の規定による費用の納入があったときは、会計事務規則に基づき事務処理を行うものとする。

(他の制度との調整)

第6条 この要綱は、他の法令等の規定により複写サービスその他これに類することができる場

合は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 杉並区区政資料の複写取扱要領（昭和54年5月30日杉企聴発第30号）は、廃止する。

附 則（平成13年9月28日杉政総発第2049号）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日杉並第63922号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

情報公開制度の事務手引

登録印刷物番号

令和 7 年 4 月 第 2 版第 1 刷発行

0 7 - 0 0 0 1

編集・発行 杉並区政策経営部情報管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1 丁目 1 5 番 1 号

TEL (0 3) 3 3 1 2 - 2 1 1 1 (代表)

SUGINAMI
CITY